

文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案（9月10日ヒアリング分）

文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表・・・・・・・・ P. 1

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・・・・・・・・ P. 12

見直し当初案整理表

国立特別支援教育総合研究所・・・・・・・・ P. 22

教員研修センター・・・・・・・・ P. 39

大学入試センター・・・・・・・・ P. 51

国立青少年教育振興機構	P. 63
国立女性教育会館	P. 79
国立科学博物館	P. 98
国立美術館	P. 113
国立文化財機構	P. 129

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育に関する研究	【研究の見直し】 ・障害者権利条約の批准に向けた国の障害者制度改革の方向性等近年の状況を踏まえつつ、特総研が取り組むべき研究課題を検討・整理し、研究基本計画を改訂する。 ・特定の研究テーマを設定し、中期的研究期間、連続的な研究、研究種別の多層構造等により研究を進める比較的大きな研究規模の中期特定研究制度を創設する。 ・現場の実態把握のため特別支援学校長会、特別支援学級設置学校長協会等教育関係団体との連携を強化する。 ・保護者団体(PTA)等との連携を図る。	【事務所等の見直し】 平成22年度内に、都内の研究連絡の場であるリエゾン・オフィスについて他機関との集約・共用化に向けて見直しを行う。 [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて1. (2)]	【管理運営の適正化、自己収入の拡大】 平成23年度以降も人件費の抑制を図るとともに、自己収入の増に努める。 【業務のアウトソーシング】 次期電子計算機システムの更新にあわせ、情報管理関係業務の一部について検討する。 【保有資産等の見直し】 平成22年度内に、都内の研究連絡の場であるリエゾン・オフィスについて他機関との集約・共用化に向けて見直しを行う。 [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて1. (2)]
	特別支援教育を担当する教職員に対する研修	【研修の見直し】 ・研修ニーズの把握、研修の対象者・内容、方法の改善を引き続き行うとともに、特別支援研究研修員については、研修のあり方の見直しを含めた検討を行う。 ・地方研修支援策としてWebによる講義配信を増強する。 ・研修受講者への情報通信技術を活用した継続的な支援を行う。 ・業務負担を勘案し、研修受講者及びその任命権者に義務づけている短期の研修(2～3日)における研修成果還元事前計画書の提出を廃止する。		
	特別支援教育に関する教育相談	【教育相談の見直し】 ・教育相談データベースを充実する。 ・マニュアル・ガイドブック作成・提供を見直す。 ・教育相談年報の刊行を見直し、Webを活用した提供を行う。		
	特別支援教育に関する情報普及	【情報普及の見直し】 ・保護者等を対象としたセミナー(フォーラム)を新たに開設することを検討する。 ・特別支援学校長を対象としたネットワーク構築などの情報普及策を同校長会と連携して検討する。 ・小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。 ・「世界自閉症啓発デー」に対応した事業を実施する。 ・研究所セミナーⅠ及びⅡの統合を検討する。		
	特別支援教育に関する国際交流	【国際交流の見直し】 ・アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを廃止する。 ・インクルーシブ教育システムに関する国際会議(仮称)を新たに開設することを検討する。 ・著名海外研究者の招聘制度を創設する。 ・研究員の国際学会への派遣について数値目標を見直す。 ・国際交流に関する刊行物を見直し、Webを活用した提供を行う。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
大学入試センター	大学入試センター試験の実施	【事業の維持・強化】 ・大学入試センター試験について、毎年度着実に実施するとともに、特に高等学校の新学習指導要領の改訂に関して、平成27年度センター試験から確実に対応する。 ・試験問題作成時の点検や試験問題終了後の自己点検評価・外部評価を適切に行うとともに、その結果を次回の問題作成に活かすことにより、質の高い問題作成を行う。 【運営の効率化】 ・印刷経費の削減や試験会場の集約等により、更なる経費の削減を進める。[コスト削減、自己収入の拡大に努めた上で当該法人が実施] ・随意契約の見直し等により、更なる業務の効率化を進める。【秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する】	【事務事業実施主体の見直し】 ・ガイダンスセミナーについては、平成22年度中で終了。 ・ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討。(なお、ガイドブックについては、平成22年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。) 【事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し】 ・重複排除・事業主体の一元化 ・調査研究については、センター試験の実施や将来的な入試制度のあり方などに関連する調査研究に集中・特化[将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要しても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい] ・ガイダンスセミナーについては、平成22年度中で終了。	【保有資産の見直し】 ・保有資産について、現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について検討しており、平成22年度中に結論を得る。【現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る】 【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 【業務のアウトソーシング】 ・今までも随意契約について、秘密保持の観点から真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行してきたが、引き続き外部有識者の意見等を踏まえ、積極的に対応する。【秘密保持など入試の持つ特性に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する】
	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	【事業の見直し】 ・センター試験の実施や大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化[将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい] 【事業の強化】 ・特に社会的要請が高い課題について大学の研究者等と連携して研究することにより、迅速に研究成果を得て、各大学に発信する機能の充実[将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい] 【事業の廃止】 ・法科大学院適性試験の終了【調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な策を策定する】	ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討。(なお、ガイドブックについては、平成22年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。) 【事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し】 【組織体制の整備】 ・法科大学院適性試験を終了したことに伴い、要員の合理化、再配置【調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な策を策定する】 ・情報提供の見直しに伴い、要員の合理化、再配置[事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し]	【自己収入の拡大】 ・センター試験参加大学の増加を図るための取組みを行うとともに、適正な大学の負担のあり方について引き続き検討を行う。[コスト削減、自己収入の拡大に努めた上で当該法人が実施]
	大学入学志願者の進路選択に資する大学情報の提供	【事業の廃止】 ・ガイダンスセミナーについては、平成22年度中で終了。 ・ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討。(ガイドブックについては、平成22年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。) 【事業の廃止、ゼロベースで厳しく見直し】		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立青少年教育振興機構	企画事業	【事業の精選・重点化】 青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等におけるニーズや普及状況、各施設の立地条件や自然環境等を踏まえ、真に担うべき事業にさらに精選・重点化する。 (重点化する事業例) ・各年齢期の課題に対応した事業 ・特定の状況にある青少年への支援を行う事業 ・国の政策課題に対応した事業 事業の実施に当たっては、対象者・内容、方法の改善を引き続き行うとともに、各分野の専門家など関係機関・団体との連携を強化し、事業内容の充実を図る。 また、上記事業のほか、青少年の健全育成を推進するため、関係機関・団体と連絡・協力して、青少年教育の指導者等の養成及び資質の向上の研修を継続的・計画的に実施する。	【事務事業実施主体の見直し】 <u>青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家については、文部科学省と連携し、自治体・民間への移管に取り組む。</u> [事業仕分け第1段: 自治体・民間への移管]	【取引関係の見直し】 随意契約が可能な範囲等については、当法人の契約事務取扱規則において国の基準と同様に定めているが、随意契約については、原則一般競争入札に移行し、1者応札とならないよう、競争性を確保する。 【自己収入の拡大】 引き続き受益者負担の在り方を検討するなど、<u>自己収入の拡大を図る。</u> 【整理合理化計画: 外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。】 【保有資産の見直し】 各施設の不用資産の処分などを行い、資産のスリム化を図る。 【管理運営の適正化】 機構の本部及び各教育拠点の役割を見直し、適切な人員配置に努める。 また、自治体・民間への移管を円滑に進めるため、自治体や民間からの所長等の登用を積極的に実施する。 引き続き、国家公務員の給与体系に準じた取り扱いを行っていく。 【業務のアウトソーシング】 業務の民間委託に当たっては、複数年契約や包括契約を一層推進し、経費の削減に努める。 青少年交流の家等の管理運営業務全般の民間委託を検討する。
	研修支援事業	【事業の維持・強化】 平成23年度から全面实施となる新しい学習指導要領には、体験活動の推進が盛り込まれたことから、学校を中心とした必要な体験活動の場の提供に努める。引き続き、利用団体の研修目的が達成できるよう、指導・助言等の質の向上を図る。 また、安全・安心な体験活動の推進を図るとともに、引き続き、活動プログラムの改善・充実に取り組む。		
	連絡協力促進事業	【事業の見直し】 公立施設等関係団体とのネットワークを構築し、安全・安心な体験活動の推進に関する情報を収集・提供するなど、関係団体等と連携した全国的な活動を行う。 (重点化する事業例) ・「体験の風をおこそう運動」を中心とした体験活動に関する国民運動を推進する。 ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組を推進する。 ・公立施設等関係団体とのネットワークの中心としての役割を果たす。 ・安全・安心な体験活動の推進に関する情報の収集・提供、関係団体と連携した取組を充実する。		
	調査研究事業	【事業の見直し】 学術的に体験活動の効果について明らかにするなど、我が国の青少年教育の振興のための政策立案に必要な調査研究を行う。 (重点化する事業例) ・青少年教育施設における集団宿泊活動の教育効果を検証する。 ・「生きる力」の育成に体験活動が及ぼす効果について検証する。 ・発達段階に応じた体験活動カリキュラムを開発する。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立青少年教育振興機構	子どもゆめ基金事業	【事業の維持・強化】 体験活動や読書活動の振興を図るため、当該活動を行う団体に対する助成を行うとともに、その成果の把握に努める。 助成事業の審査において、一層の透明性を確保するとともに、審査情報の開示に引き続き取り組む。 各種広報等を通じ、民間からの寄附拡大の取組を積極的に行う。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立女性教育会館	基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上	【見直しの上、充実・実施】 (1)基幹的指導者に対する研修等の実施 地方公共団体、女性関連施設、女性団体等のリーダーを対象に、より専門性の高い研修等を実施。 (2)大学の意思決定機関等の教職員を対象とした研修の実施 地域の拠点である大学における男女共同参画を推進するための研修を新たに実施。	【支部・事業所等の見直し】 当法人では、支部・事業所等は設置していない。 【事務事業実施主体の見直し】 会館で実施する事業内容は、地域リーダーなど公共を担う人材の育成であり、採算が合わないため、民間では実施不可能。	【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)】 設置時より埼玉県から借り受けている会館の敷地の面積を見直し、敷地の一部を返却することで土地借料を削減。 【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 入札可能なものはすべて競争性のある契約に移行済みであるが、今後新たに契約する際も入札可能な内容の契約についてはすべて入札を実施。
	男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及	【見直しの上、充実・実施】 (1)「新しい公共」を担う人材等の育成プログラムの開発・普及 男女共同参画・女性教育を推進する地方公共団体・女性関連施設・女性団体等の基幹的指導者の研修に加え、当法人が有する男女共同参画、女性・家庭・家族に関する専門的知見を活用し、「新しい公共」を担う人材の育成及び新領域の取り込みによる有効な公共づくりの支援 (2)人権にかかわる課題解決に向けた研修の実施 喫緊の課題に関する専門的研修を引き続き実施。 (3)交流機会の提供 大学職員、NPO、企業、大学生等も対象とし、交流機能を強化。	【重複排除・事業主体の一元化等】 我が国で唯一の女性教育のナショナルセンターとして、地方や民間では実施困難な先駆的専門的な研修、全国規模・地球規模の調査研究を実施しており、その成果を地方公共団体や女性団体、大学等へ還元していることから、引き続き当法人が実施。 【非公務員化】 平成18年に非公務員化。	【自己収入の拡大】 平成23年3月利用分より利用料金を改定し、自己収入の拡大を図る。 また、次期中期目標期間中に宿泊利用率55%の達成を目指し、宿泊施設・研修施設の利用率を向上させる。 【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】 土地(埼玉県からの借地)面積や運動施設の見直し等により、更なる施設維持管理費の縮減を図る。
	男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等	【見直しの上、充実・実施】 (1)男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な統計の収集機能強化と普及の促進 地方公共団体が活用する統計データの収集・整理を行う唯一の機関としての機能をさらに強化するとともに、ホームページや地域共同リポジトリ等を通じ普及を図る。 (2)女性情報を活用するための学習ツールの開発・提供 当法人に蓄積された膨大な情報の中から、自らが求める情報を選択し活用するための学習ツールを開発し提供。 (3)女性アーカイブ機能の充実 男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性のアーカイブ構築を進めるとともに、アーカイブに関する専門的な研修を実施し、全国的に女性関連史・資料の保存を推進。	【人員配置の見直し】 外部有識者の活用、従来のセクションにとらわれないチーム編成等の人員配置の見直しを行い、少人数による効率的な事業運営を実施。	【事業の審査、評価の見直し】 外部評価委員会による評価、「監事監査規程」に基づく、2名の監事による監査を引き続き実施。 【業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入)】 外部業者に委託できるものについては全て実施済み。今後新たに委託できるものがあれば外部委託を実施。
	利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進	【見直しの上、充実・実施】 (1)利用者への学習情報提供 利用者へ提供する男女共同参画社会の形成についての学習情報を利用者の属性に応じて整理し、学習素材として提供。 (2)利用者拡大への努力 大学・企業等との連携強化による新規利用者の拡大に努める。また、研修等終了者による循環型の人材育成の仕組みの構築によるさらなる利用拡大。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立女性教育 会館	女性関連施設等男女 共同参画・女性教育・ 家庭教育に関する国 内の関係機関・団体等 との連携協力の推進	【見直しの上、充実・実施】 (1) 女性関連施設・関係団体等との連携による地域における男女共同参画の推進 関連団体との連携によるより効果的な事業を実施。また、当法人に蓄積された知見、ノウハウ等を各施設への提供することにより女性関連施設、NPO等のネットワークの中核を担うとともに地域における男女共同参画の推進を支援。 (2) 大学等との連携強化 大学等と協働で、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育プログラムを開発。社会活動キャリアを含めたキャリア教育を実施。		
	男女共同参画及び女 性教育に関する国際 貢献、連携協力の推 進	【見直しの上、充実・実施】 (1) アジア太平洋地域の女性リーダー研修を通じたネットワークの構築 参加者のつながりを一層強化し、当法人を中心としたネットワークを構築。双方向の情報交換・議論等から調査研究を共同するなど発展的な事業を実施。 (2) 外国人女性をテーマとした調査研究 これまで実施してきた人身取引に関する調査研究の成果を踏まえ、「外国人女性」に対する支援に資するような高度・専門的な調査研究を実施。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立科学博物館	自然史・科学技術史に関する調査研究事業	【運営の効率化】 ・各研究部及び産業技術史資料センターを筑波に集約し、自然史・科学技術史研究の効果的・効率的な推進を図る。 【事業の維持・強化】 ・国内外の研究者との共同研究、国際的研究プロジェクトへの参加協力、後継者養成、研究成果の社会への発信を推進する。	【支部・事業所等の見直し】 ・新宿分館及び産業技術史資料情報センターの研究機能を筑波地区に移転する。 【組織体制の整備】 ・新宿分館及び産業技術史資料情報センターの研究機能の筑波地区への移転に伴い、新宿地区の研究推進課と筑波地区事務部を統合し、研究支援機能の充実を図る。	【保有資産の見直し】 ・霞ヶ浦地区を処分することとし、早期の国庫返納に向けて関係機関と協議中。また、新宿分館地区については、移転経費が措置され、移転が完全に終了した後、処分する予定。
	標本資料収集・保管事業	【運営の効率化】 ・標本資料統合データベースを活用した戦略的なコレクション構築を図るとともに、新収蔵庫も活用した効率的なコレクション保管体制を構築する。 【事業の維持・強化】 ・自然史標本情報検索システム等引き続き国内の標本資料情報等の集約・発信を行うとともに標本資料のセーフティネットを構築し、ナショナルコレクションの構築に努める。 ・YS-11については、定期的に公開の機会を設けるとともに、恒久的な保存・公開の在り方について検討する。〔事業仕分け第2弾：資料収集・保管(特にYS-11の所蔵保管)〕		【業務運営の効率化】 ・外部研究者を交えた研究評価委員会により、研究計画の妥当性の検討、研究の進捗状況の把握、研究成果の評価を行い、調査研究活動の効果的な推進を図る。【特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的な在り方について結論を得る】 ・民間競争入札により事業を実施している国立科学博物館の施設管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。民間競争サービスの質の向上の観点から、更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。
	展示・学習支援事業	【事業の維持・強化】 ・展示においては、日本全体を視野に入れた国立の科学博物館としてふさわしいもの、自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに引き続き重点化する。 ・学習支援活動においては高度な専門性を活かした独自性のある事業やナショナルセンターとしての先導的・モデル的な事業等、他の科学系博物館では実施困難な事業に引き続き重点化する。 ・上野本館のミュージアムショップ用地の賃貸については、入館者サービス向上の観点から競争性のある契約に移行する。〔事業仕分け第2弾：施設内店舗用地の賃借(財)科学博物館講演会等への賃借〕		【国立科学博物館の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る】

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立美術館	美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	【事務及び事業の拡充・強化】 国民に対して多様な美術鑑賞機会を提供するため、引き続き、次の事業の充実を目指す。 a. 所蔵作品展と企画展とのバランスを考慮するとともに、主導的・先導的・先端的な展覧会を開催する。また、他の文化芸術との連携を強化する。 b. 所蔵作品による国立美術館巡回展等巡回事業を拡充する。 c. 欧米のみならずアジアを視野に入れた展覧会を実施する。 d. 美術品の国家補償制度が導入された場合には、本制度を活用した国家的規模で行う展覧会を開催する。		○随意契約の見直し等取引関係の見直し ・随意契約については、内部規定に基づき、競争性のある契約を促進する。 ・ <u>各国立美術館におけるミュージアムショップ及びレストランに係る賃貸借については、現在の賃貸借契約等考慮するとともに、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含めて、より良い方途を検討し実現を目指す。</u> [事業仕分け第2弾(前半):施設内店舗用地の賃借当該法人が実施し、事業規模の縮減]
	我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承	【事務及び事業の拡充・強化】 ①美術作品の収集については、 <u>国による「経営努力認定」基準緩和の検討等を踏まえつつ、民間寄附及び自己収入の拡大とともに、美術館活動に支障を来さないよう事業費コストの削減等を図り、その充実を目指す。</u> なお、寄託品の優遇税制が創設された場合は、当該制度を活用した寄託品の充実に努める。 [事業仕分け第2弾(前半)評価結果:当該法人が実施し、事業規模は拡充] ②国民的財産である美術品を後世へ確実に継承するため、収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化に対する各館での対応に止まらない根本的な方策を検討し、収蔵庫等の充実を図る。		○自己収入の拡大 ・平成23年における自己収入については、平成22年度における自己収入予算額(994,584千円)を基準とし1%の増に努めつつ、 <u>入場料収入(特別展のうち新聞社等との共催展を除く)及びその他収入(公募展収入を除く)について、1.22%の増額を目指す。また、外部資金については、毎年度、寄付金を確保するとともに科学研究費補助金の取得拡大を目指す。</u> 【整理合理化計画:外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を策定する。】 ○管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む) ・引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った事務・研究職員の給与水準の維持を図る。
	我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体に寄与	【事務及び事業の充実】 ①「国立美術館キュレーター研修」や「国立美術館巡回展」等を活用し、公私立美術館の学芸員等の専門的知識等を向上する機会を拡充する。 ②また、引き続き、「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施する。 ③我が国の美術振興のナショナルセンターとして、引き続き公私立美術館における展覧会事業等の開催に際し、所蔵作品の貸与等を積極的に実施し、充実を目指す。 【組織の見直しの検討】 ④東京国立近代美術館フィルムセンターについて、映画振興と映画フィルムの保存機能の一層の充実を図るとともに、より機能的な運営を行うため、引き続き、東京国立近代美術館から独立した一館となるための検討を行う		○業務のアウトソーシング(官民競争入札等の導入) ・平成23年度以降、 <u>東京国立近代美術館(本館及び工芸館)以外の国立美術館の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く)に、民間競争入札の導入を逐次検討し、美術館活動の活性化を損なわない形で導入する。</u> 【整理合理化計画:(民間競争入札の適用)東京国立近代美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。))について、民間競争入札を実施する。】

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立文化財機構	歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	【事業規模の拡充】 国立博物館として永年に渡り収集してきた文化財をさらに豊かなものとするために、良質な収蔵品や寄託品の収集に努め、適切な保存・管理体制の充実を図る。なお、寄託品の優遇税制が創設された場合は、当該制度を活用した寄託品の充実に努める。 また、文化財の収集方針については、価値の定まってきた文化財についても新たな収集対象とするか検討し、国立博物館にふさわしい収蔵品の収集を行う。 収蔵品をよりよい環境で保存し、次世代に継承するため、最新の保存環境等に関する調査研究成果を踏まえた収蔵庫の整備を行うとともに、保存・管理のための体制の整備・充実を図る。 収蔵品の劣化防止、展示への活用の拡大のため、修理を強化する。修理機能を強化するため、必要な設備・体制・人員の充実を図る。	【組織体制の強化】 ・アジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関するカテゴリー2センターの管理担当部門と調査研究部門を新たに設置し、関係機関との連携強化を図り、研究成果の有効利用と国民等への情報公開を強化する。 ・人件費予算の増加(自己収入等による)に伴い以下の実現を図っていく。 ・専門スタッフを順次配置する(ハンドラー・レジストラー、エドューケーター、コンサベータ、国際交流、ファンドレイザ等)。	○文化財収集(展覧事業) ・今後、独立行政法人が、自己収入をその裁量で活用できるようしくみや、目的積立金を含めた運用や制度が見直された場合は、それを展覧事業の充実に活用する。 ・また、独自に民間からの寄附、自己収入の拡大、コスト縮減等の努力により事業の拡充を図る。 [事業仕分け第2弾(前半)評価結果:<文化財収集(展覧事業)>当該法人が実施し、事業規模は拡充(適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る)] [独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(4)自己収入の拡大]
	文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	【事業規模の拡充】 ①日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解の促進に寄与する展示を実施するため、平常展示の充実を図り、最新の調査研究を基に海外交流展を含めた様々な時宜を得た展覧会を開催し、国立博物館として質の高い展示を行う。良質な展示・企画の充実等により自己収入の増大を目指し、それによる事業の拡充を図る。また、美術品の国家補償制度が導入された場合には、本制度を活用した国家的規模で行う展覧会の開催により、事業の更なる拡充を図る。 [事業仕分け第2弾(前半)評価結果:<文化財収集(展覧事業)>当該法人が実施し、事業規模は拡充(適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る)] ②多様な活動による普及に継続的に取り組み、教育普及活動の充実が展覧事業への誘因ともなるよう努める。 ③観覧環境の整備については、バリアフリーの充実や外国語対応の充実も含め、来館者が利用しやすく満足度の高い環境を整えることにより、来館者の増加と収入増につなげるよう図る。 ④来館者の安全を確保するために必要な、設備・人員等の充実を図り、危機管理体制を整備する。 ⑤ミュージアムショップやレストラン等の施設内店舗用地の賃借については、現契約終了後、展覧環境の質に充分配慮したうえで順次企画競争を導入する等、競争性と透明性を確保した契約に変更する。また、一部の施設で実施している歩合制の拡大を検討する。 [事業仕分け第2弾(前半)評価結果:<文化財収集(展覧事業)>当該法人が実施し、事業規模の縮減(競争的な入札の導入によるコスト縮減、自己収入の拡大を徹底的に行う)]	・専門の学芸員がいない又は不足している分野に専門の研究職員を配置する。 ・国等からの要請に基づき、近接分野の専門家が実施している調査研究や、研究者が不足している分野について、専門の研究職員を配置する。 ・国際機関や外国政府等からの支援要請に迅速に対応するため、海外における文化財の保存・修復等に関する職員の拡充を図る。	○民間競争入札の適用 ・東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く)について、民間競争を実施し、21年10月に業務を開始した。 ・また、施設管理・運営業務を官民競争入札監理委員会で審議するなかで、新たに東京国立博物館の来館者応対等業務を民間競争入札の対象とし、民間競争入札を実施して22年4月に業務を開始した。 ・施設管理・運営業務及び来館者応対等業務については、業務の実施状況等を踏まえながら、包括化等を含めた検討を行う。 【整理合理化計画:<民間競争入札の適用>東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)]について、民間競争入札を実施する。】

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	文部科学省
-----	-------

法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに 係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
国立文化財機構	我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	【事業規模の拡充】 調査研究成果の公表、国内外の博物館関係者との交流について継続して充実を図る。 収蔵品の貸与については、貸与先の環境等を充分確認しつつ、継続して充実を図る。 公私立博物館等への援助・助言を充実するとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努める。		○業務運営体制の整備 ・展覧会企画機能の強化のために、研究・学芸系職員連絡協議会を設置した。 ・2館以上を巡回する展覧会として、21年度に「妙心寺展」、「国宝阿修羅展」、「長谷川等伯展」を開催した。
	文化財に関する調査及び研究の推進	【事業の統廃合・維持・強化】 文化財に関する基礎的・先端的な調査・研究を行い、貴重な文化財を次代への継承および我が国文化の向上に寄与する。 文化財に関する調査・研究を行うために老朽化している設備等を順次計画的に更新を図り、調査・研究の停滞が生じないようにする。 新たに保護対象となった文化財に対して、地方公共団体等の保存・活用に指針となる調査研究を行う。		【整理合理化計画:〈業務運営体制の整備〉各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。】 ○自己収入の増大 ・20年度中に外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた定量的な目標を策定した。 (1)機構全体において、入場料収入(共催展を除く)及びその他収入について、1.16%の増加を目指す。 (2)機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す。
	文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与	【事業の維持・強化】 文化財の保存・修復に関する国際協力に関する事業を有機的・総合的に展開するほか、閣議決定に基づき、中国、韓国とともにユネスコカテゴリー2センターを設置し、アジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関する調査研究等を実施することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。		【整理合理化計画:〈自己収入の増大〉外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。】
	情報発信機能の強化	【事業の維持・強化】 調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果等をウェブや印刷物、研究公開施設において積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果等を容易に入手できるようにする。		
	地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	【事業の維持・強化】 これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。		

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
教員研修センター	学校教育関係職員に対する研修	【国として継続実施すべき研修の精選】 ・全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、国と自治体との適切な役割分担と連携協力の観点ならびに文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等を踏まえつつ、自治体や民間等では担うことができない、国の教育政策上、真に実施すべき課題に一層精選する。 【国の役割を終えた研修の廃止】 ・喫緊の課題性が低下した研修など、指導者養成について国の役割を終えたものは廃止し、<u>今後の実施は自治体に委ねるものとする。</u> [事業仕分け第一弾評価結果:自治体・民間へ移管] 【研修内容・方法等の見直し等】 ＜学校経営研修＞…50歳代の教員の約4割が今後10年で退職することなど学校組織の弱体化が懸念されることから、次代の学校経営を担うリーダー養成が急務であるため、中堅教員の受講定員を増員するなど、学校経営力向上のため重点化を図る。 ＜喫緊課題研修＞…研修内容等の不断の見直しとともに、新成長戦略等を踏まえ、新たに学校教育の情報化の指導者養成などを実施する。 【委託等による研修の実施】 ・廃止する指導者養成研修のうち、自治体から継続実施の強い要望があるものは、移行措置として自治体からの委託等を受けて研修を実施する。(研修経費については、原則として全額派遣者負担)	【支部・事業所等の見直し】 ・<u>現在の港区虎ノ門に所在する東京事務所は閉鎖し、必要面積を半分以上に大幅に縮減した上で、他法人の所有施設への集約化を図る。</u>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて1.(2)] 【事務事業実施主体の見直し】 ・<u>国と自治体との適切な役割分担の観点から見直しを行い、指導者養成研修事業の精選及び受講定員の見直し等を行う。</u>[事業仕分け第1弾評価結果:自治体・民間へ移管] 【組織形態の見直し】 ・業務が効果的・効率的に行えるよう、業務内容・業務量に応じたフレキシブルな人員配置に一層努める。	【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 ・随意契約見直し計画を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、競争性のない随意契約の妥当性や競争契約において真に競争性が確保されているか等の観点から厳格な点検・見直しを行う。 【自己収入の拡大】 ・研修の参加率の向上を図るとともに、施設の外部利用を積極的に促進し、自己収入の増大に努める。 【管理運営の適正化】 ・引き続き、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組む。 ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 【事業の審査、評価の見直し】 ・引き続き、外部有識者を含めた自己点検・評価委員会による管理運営、研修業務等に関する自己点検・評価を行い、研修事業をはじめ、センターの業務運営における不断の見直しに取り組む。 【業務のアウトソーシング】 ・<u>これまで職員が担当していた宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託する。</u> ・<u>複数年による包括的民間委託方式を導入し更なるコスト削減を図る。</u>[事業仕分け第1弾評価結果:自治体・民間へ移管]
	学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	【取組の強化】 ・新成長戦略等を踏まえ、新たにe-ラーニング研修のプログラム開発・提供を行うとともに、各自治体で研修指導者が活用できるコンテンツの開発・提供等、教員研修のナショナルセンターとして実施すべき取組を行う		

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

文部科学省所管(11 法人)				
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
4	国立特別支援教育総合研究所 (17)	● 非公務員化	①	平成 18 年度より非公務員化済みである。
		● 特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化	①	特別支援教育に関する研究については、1)特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、2)教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究、3)国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、4)障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究等、特別支援教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化して、平成 18 年度から実施している。
		● 長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止	①	長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、平成 18 年度をもって廃止し、平成 19 年度から、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に「特別支援教育研究研修員制度」を新たに実施している。各種の研修・講習会については、都道府県等における同種の研修の実施状況を踏まえ、平成 18 年度から、1)特別支援教育政策上重要性の高い研修、2)特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、3)地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修等、専門的かつ技術的なものに特化

				するとともに、平成 20 年度に、必要性が低下した3研修を廃止した。
5	大学入試センター (16)	● 非公務員化	①	平成 18 年度より非公務員化に移行
		● 法科大学院適性試験の試験的实施を取り止め	①	平成 22 年度で法科大学院適性試験を終了
		● センター試験に関する研究等に特化	①	プロジェクトを見直し再編
		● 大学進学情報提供事業を必要最小限のものに限定	①	平成 22 年度で進路指導セミナーを終了
6	国立青少年教育振興機構 (16) ・国立オリンピック記念 青少年総合センター ・国立青年の家 ・国立少年自然の家	● 非公務員化	①	平成18年度の3法人統合に伴い、非公務員化済み。
		● 3 法人の事務・事業の一体化	①	平成18年度の3法人統合に伴い、機構本部の下で事務・事業の一体化済み。
		● 青少年教育関係事業を独法として実施するに相応しいものに再構築し、公立施設等での普及状況を踏まえ、独法が実施する必要のない事務・事業は廃止	①	企画事業については、公立施設等では実施困難な全国規模又は都道府県域を越えた広範な規模で事業展開することを前提にしたものや、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な事業、国際交流事業など、青少年教育のナショナルセンターとしてふさわしい事業に重点化・戦略化し積極的に推進してきた。
		● 施設設備の維持・管理等の定型的業務等を、効率化を図る観点から、原則、全面民間委託	①	従来から民間委託を推進してきた施設の警備・清掃等の業務に加え、その他の定型的な管理・運営業務についても、原則、全面民間委託の方針の下、民間委託を推進した。また、業務毎に分割委託しているものについては、包括委託を検討するなど業務の一層の効率化に努めた。
		● 再構築した事業の実施状況等を踏まえ地方 27 施設の必要な整理合理化の実施	②	事業仕分けの評価結果等も踏まえ、各施設の有用性・有効性を検証しつつ、自治体等への移管に向けて取り組んでいる。
		● 一般管理業務の効率化・合理化を図るため、本部への一元・集約化し、合理化	①	一般管理業務については、業務の情報化の推進や業務実施体制の見直しによる本部への一元・集約化を図り、要員面・財

				務面における合理化を図った。
7	国立女性教育会館 (16)	● 非公務員化 ● 男女共同参画社会形成に必要な研修に重点化し、地方・民間等に定着している事業は廃止 ● 利用者ニーズに応じたプログラムづくりの支援等により、受入事業での全国的な利用を促進 ● 施設設備の維持・管理等定型的業務の民間委託を拡大 ● 調査研究事業の重点化 ● 情報事業の重点化 ● 交流事業の重点化（対象者、内容を厳選）	① ① ① ① ① ① ①	平成 18 年に非公務員化。 国と地方、民間との役割分担を踏まえ、会館の研修事業として実施してきたもののうち、地方の女性関連施設や民間において実施されている同種・類似の事業について廃止。 ・公開講演会（平成 16 年度をもって廃止） ・国立女性教育会館地域セミナー（平成 17 年度をもって廃止） より魅力的な研修プログラムを重ねた結果、より広範な地域からの参加を得ている。（延べ利用者数は平成 16 年度約 11 万 6 千人から平成 21 年度約 16 万人に増加） フロント、食堂の運営を含む施設の管理運営について、民間委託できるものはすべて委託済。 その成果が会館の他の機能（研修、情報、交流、受入）と連携が図られ、かつ広く国民に利活用される調査研究に重点化を図り、すべての調査研究テーマに時限を設定。 女性教育に関する情報のうち、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な資料・情報を収集・提供するとともに、利用者サービスの向上の観点から、ポータルやデータベースを構築。 国内交流、国際交流いずれも、対象の厳選、喫緊の課題に応じたテーマ設定等の重点化を実施。国内交流については、「女性学・ジェンダー研究フォーラム」と「ヌエック全国交流フェスティバル」を統合し、「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム」を実施。
8	国立科学博物館 (16)	● 調査研究事業の目的等の明確化	①	大学において実施されている同種の研究との違い、調査研究を実施する目的や社会的有用性、調査研究の成果の社会

			への還元方法について中期目標で明確化。 大学等の研究では十分な対応が困難な、体系的に収集・保管している標本資料に基づく実証的な研究、国の施策に基づいた分野横断的なプロジェクト研究、長期・安定的に継続して行う研究を実施。 人類の知的資産の拡大に資するとともに、生物多様性の保全や生活の豊かさを支える科学技術の発展の基盤となるべく、自然物あるいは科学技術の歴史的変遷の体系的・網羅的な解明を目的とする研究を推進。 研究成果については、学会等を通じて積極的に外部に発信。また研究現場の公開や、展示や学習支援事業における研究成果の還元など、科学博物館の特色を十分に活かし、国民に見えるかたちで研究活動の情報を積極的に発信。
		● 展示事業の重点化	① 効率的かつ効果的な事業実施を確保しつつ、日本全体を視野に入れた国立の科学博物館として、また自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに重点化。 具体的には、日本全体を視野に入れた国立の博物館として、日本とそれを取り巻く環境やそこで育まれてきた人間の営みなどについて総括的に展望ができる「日本館」を平成 19 年 4 月に公開。 特別展、企画展においては、研究成果を適時・的確に反映するなど自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに重点化し、内容・手法に工夫を加え魅力ある展示を展開。
		● 教育普及事業の重点化	① 当館の人的・知的資源を一体的に活用した独自性のある事業を展開するとともに、ナショナルセンターとして他の科学系博

				博物館の先導的・モデル的な事業等他の科学系博物館では実施困難な事業に重点化。 これに伴い、平成 18 年度以降、他の科学系博物館で実施可能な、科学に関する基礎的な事柄を内容とした事業を廃止。 中核的研究機関としての高度な専門性を活かした「大学生のための自然史講座」など独自性のある事業や、科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスコミュニケーター養成実践講座、世代に応じた科学リテラシーの涵養を図るための効果的なモデル的プログラム開発、学校の授業等で活用可能な学習指導要領に対応した科学的体験学習プログラム開発等、他の科学系博物館では実施困難な事業を実施。
		● 研修事業の特化	①	国立科学博物館の人的・知的資源を活用して初めて実施可能な事業として、現職学芸員の専門性を高める「学芸員専門研修アドバンスコース」に特化。 理科担当教員研修、科学教育指導者研修等は廃止。
12	国立美術館 (17)	● 非公務員化	①	・平成 18 年度から非特定独立行政法人に移行済み。
		● 調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化	①	・平成 18 年度からは、調査研究の成果を、より明確に展覧会事業、教育普及事業等の美術館活動に反映できるよう充実を図っている。 ・児童生徒に対する美術館の作品を活用した鑑賞教育の教育的効果や実践方法について、調査研究の充実を図り、国立美術館における美術館活動に直接的に資する研究活動に取り組んでいる。 ・調査研究については精査し、「近代絵画材料の非破壊的調査法に関する研究」及び「近代絵画材料の化学的分析に関する

				研究」は、引き続き実施する必要性が低いものとして、廃止した。(平成 18 年 3 月)
		● 研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化	①	・「キュレーター実務研修」は、平成 18 年度から、実務経験年数、研修期間の設定を撤廃し、事前に参加対象者のニーズを把握したうえで、プログラム内容を検討するしくみへと見直しを行い「キュレーター研修」として新たに開始した。 ・美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図ることを目的とした研修を平成18年度から新たに開始した。 ・国立美術館のインターンシップ制度がより効果的な中核的人材の育成に資するものとなるよう、研修対象・時期・内容等について検討し、平成 18 年度から、研究上の専門知識を深めるとともに、明確な職業意識と意欲を持った、今後の美術館活動を担う人材を育成することを目的に受入を拡充した。
13	国立文化財機構 (16) 〔・国立博物館 ・文化財研究所〕	● 非公務員化 ● 2 法人の事務・事業の一体的実施	①	・平成 18 年度から非特定独立行政法人に移行済み。 ① ・国立博物館と文化財研究所が実施してきた文化財の保存科学に関する調査研究及び修復業務について、統一的なマネジメントの下で体系的に実施するため、保存修復科学センターを東京文化財研究所に設置し、国立博物館及び奈良文化財研究所の研究員が併任している。 ・国立博物館と文化財研究所の文化財保存修復の研究者で文化財の保存や修復に関する連絡会議等を組織して、研究の成果等の情報共有化に努め、保存環境や手法について検討、取り組み等を行い、共同で国際シンポジウムや研究会等を開催している。

				・平成19年4月に国立文化財機構として統合した際に、東京文化財研究所の黒田記念館を東京国立博物館に移管するとともに、東京国立博物館に東京文化財研究所の研究者を併任して、共同で近代洋画部門の調査・研究および展示に関する企画・助言を行い、東京国立博物館の近代洋画の展示に生かしている。
		● 地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化	①	・平成 18 年度から地方巡回展を廃止した。 ・公立の博物館等からの要望に応じた文化財の貸与を行っている(平成 17 年度 292 館 1,467 件→21 年度 237 館 1,496 件)。
		● 文化財の保存・活用を目的とした事務・事業の再構築	①	・文化財研究所に保存修復センターを設け、国立博物館の保存修復担当職員を併任させ、情報の共有化、サービスの向上、業務の効率化を図るとともに共同の国際シンポジウム等を実施している(平成 19 年度以降)。 ・平常展の来館者を増やすため、例えば東京国立博物館では、新たに本館 1 階特別第 5 室に「仏像の道」と題する常設展示を設置(平成 19 年度)、平成館考古展示室のリニューアル(平成 20 年度)を行うとともに、「博物館でお花見を」といったイベント(平成 19 年度以降)を開催している。 ・文化財の調査に関して、中期計画や中期目標、年度計画等により重点化(東京国立博物館:「館所蔵模写模本類による現品復元に関する調査研究」の廃止、東京文化財研究所:「伝統芸能に関する調査研究及び外国との比較研究」、「伝統楽器の変遷に関する調査研究」を統合し1本に再編など)を図り、それらの計画に沿った調査を実施している(平成 18 年度以降)。 ・任期付研究員として、アソシエイトフェロー制度を導入した(平

			成 20 年度以降)。 ・黒田記念館を東京国立博物館に移管し、東京国立博物館本館の展示と連携した展示を行っている(平成 19 年度以降)。 ・文化財研究所が発掘した考古資料を、奈良国立博物館で展示を行った(平成 19 年度)。 ・文化遺産国際協力センターを設置し、文化財の保存修復に関する国際協力を推進している(平成 18 年度以降)。 ・文化財研究所が実施している博物館・美術館等保存担当学芸員研修に博物館の学芸員が講師として参加している(平成 19 年度以降)。 ・ネットワーク化の推進については、18 年 9 月に発足した日中韓 3 国博物館長会議の第 3 回を 20 年度に東京国立博物館で開催した。また、21 年 10 月には、第 4 回の日中韓国立博物館長会議やアジア国立博物館協会 (ANMA) 理事会・定期大会を開催するとともに、アジア博物館研究集会を実施し、海外参加者 17 ヶ国 40 名と全国の博物館関係者を集めた。 ・東京藝術大学や京都大学、奈良女子大学との間で連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成を図っている(平成 18 年度以降)。
		■ 本部組織の整理合理化	① ・本部組織を統合し、理事を6名から4名に、非常勤監事を4名から2名に削減した(平成 19 年度)。 ・共通の人事給与システムを導入することで、本部における人事給与事務の一元的な管理を可能とした(平成 20 年度以降)。
		■ 運営・管理の合理化・効率化	① ・東京文化財研究所の契約事務の一部を東京国立博物館へ移行した(平成 19 年度以降)。

				・民間委託の範囲を拡大するとともに、随契の見直しを図った（平成18年度以降）。 ・「東京国立博物館等の施設の管理・運營業務」を民間競争入札し、平成21年10月から業務を実施した。「東京国立博物館の来館者対応等業務」を民間競争入札し、平成22年4月から業務を実施した。 ・入場料収入については、勧告に従い、18年10月に国立博物館の入場料金の値上げを行い自己収入の確保を図った。
		■ 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化	①	・平成20年度に、外部資金の獲得や自己収入について、定量的な目標を設置した。（寄附金 226 件、科学研究費補助金 76 件の確保、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入を 1.16% 増やす。）
14	教員研修センター（18）	● 学校管理研修（中央研修）への一層の重点化	①	教職員等中央研修の一層の重点化を図るため、次の見直しを行った。 ・19、20年度においては、対前年度と比較し、演習時間を増加した。 ・19年度からインターネットを利用した事前研修を開始した。 ・20年度から「リスクマネジメント」において、平常時のリスク管理や保護者等との信頼関係構築などの内容の充実を図った。 ・また、都道府県等教育委員会の派遣経費捻出が困難になっていることなどに鑑み、受講機会の拡大のため、19年度から本格的に東京（大阪は20年度から）にて非宿泊型の研修を実施した。 喫緊課題研修においては、研修の廃止、縮減などの必要な措置を講じた。 ・廃止：19年度より1研修廃止、20年度より1研修廃止 ・コース廃止：19年度より1研修のコースを廃止

			・研修日数を5日間→3日間に短縮：19年度より1研修で短縮、21年度より2研修で短縮 委託研修については、各研修コースの参加状況を踏まえ、廃止、隔年実施などの必要な措置を講じた。 また、委託等により実施する研修に必要な経費については、21年度から全額派遣者負担を導入した。
		● 短期（2週間）・長期（1年）の海外派遣研修の廃止	① 平成19年度から参加率の低い短期派遣研修及び長期派遣研修（12ヶ月）については廃止。また、平成22年度から海外派遣研修（3ヶ月、6ヶ月）を廃止し、海外派遣研修（2ヶ月）については定員を削減。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所			府省名	文部科学省	
沿 革		昭和 46 年 10 月 国立特殊教育総合研究所が発足 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所が発足 平成 19 年 4 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下、「特総研」とする）に名称変更					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年度～17 年度 第 2 期：平成 18 年度～22 年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（2 人）	2 人（0 人）	2 人（2 人）	7 2 人		1 3 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度	平成23年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	1, 285	1, 264	1, 223	1, 308	1, 186	1, 111
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	1, 285	1, 264	1, 223	1, 308	1, 186	1, 111
	うち運営費交付金	1, 206	1, 207	1, 176	1, 260	1, 138	1, 083
	うち施設整備費等補助金	79	58	48	48	48	28
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)		1, 291	1, 270	1, 227	1, 311	1, 189	1, 115
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移		34	35	35	37		
(単位:百万円)	発生要因	第 1 期中期目標期間中に自己都合退職者が想定外に多かったため、その退職金の不足分に積立金を取り崩して支払い、第 2 期の平成 18 年度に予算化されたため積立金として整理したものが主なものである。					
	見直し案						
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		40	76	158	205		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		1, 450	1, 410	1, 400	1, 415	(見込み) 1, 415	(見込み) 1, 246
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		特総研の事業費用のうち約 70%が人件費であるため、自己都合退職者が発生するなど予測出来ない事項があった場合、金額が大きく変動するため、現時点で行政サービス実施コストを具体的に示すのは困難である。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)		【業務運営の効率化に関する事項】 ・一般管理費及び業務経費について、中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費 3%以上、業務経費 1%以上の業務の効率化を図るという中期目標に対して、平成 21 年度まで、毎年度一般管理費 3%以上、業務経費					

	1%以上の削減を達成。 ・ 人件費について、平成 22 年度の人件費を平成 17 年度の人件費に比べて 5.0%以上の削減を行うという中期計画に対して、平成 21 年度で対平成 17 年度比 9.9%削減を達成。
--	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
事務及び事業名	特別支援教育に関する研究			
事務及び事業の概要	特総研においては、国の政策的課題及び教育現場の課題に対応した研究など、特別支援教育に関する実際的な研究を総合的に行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	521 百万円 (▲50 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	522 百万円 (▲49 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	39 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○研究基本計画の策定（改訂） 中長期を展望して特総研が取り組むべき研究課題を検討・整理した研究基本計画を平成 20 年 8 月に策定したところであるが、障害者権利条約の批准に向けた国の障害者制度改革の方向性等近年の状況を踏まえつつ、研究基本計画を改訂する。 ○中期特定研究制度（仮称）の創設 中期目標期間を見通しながら、特定の研究テーマ（領域）を設定し、中期的研究期間、連続的な研究、研究種別の多層構造等により研究を進める比較的大きな研究規模の中期特定研究制度を創設する。 実施に当たっては、全体計画の事前・中間評価を実施するなど、適宜計画の見直し・進捗管理を行いながら研究を進める。 ○特別支援学校長会、特別支援学級設置学校長協会等教育関係団体との連携強化 学校現場の実態や課題を適切に把握するため、団体と共同・合同で調査を実施するなど連携を一層強化する。 ○保護者団体（PTA）等との連携 保護者団体（PTA）等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。			
備考〔補足説明〕	特総研は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）として、特別支援教育に関する実際的な研究活動、研修事業及び教育相談活動等を障害の多様性、専門性にも対応しながら実施しているところである。 障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）においては、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進することが特総研に求められている。また、発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日施行）においては、発達障害に関する必要な調査研究を行うことが国の責務として明記されている。 さらに、現在、国において障害者権利条約の批准に向けた我が国の今後の障害者制度改革の方向性等について障がい者制度改革推進会議及び中央教育審議会において審議が進められており、その方向性等に沿った国の政策課題等への寄与や教育現場での課題等に対応していくため、特総研の果たすべき役割や関係方面の期待はこれま			

	で以上に大きくなっている。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 上述のとおり特別支援教育に関する実地的な研究を担う主体がなくなり、国の特別支援教育施策を推進する上で支障を生ずることとなる。 ② 廃止した場合には、特総研に求められている国の行政施策に寄与する研究活動と現場の教育活動に資する実践的研究を総合的に行う機関が確保されなくなるため、我が国の特別支援教育の質が低下するおそれがある。 ③ 民営化した場合には、国の行政施策に寄与する研究活動については、営利を目的とする民間では必ずしも実施得ない。また、現在、実施しているような研究については、採算性の問題から、これらの研究自体が行われなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり特別支援教育に関する実地的な研究を総合的に実施することを担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はなく、統合した場合に事業の質が低下するおそれがある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	新規に中期特定研究制度（仮称）を創設するものの、既存の人員及び予算で実施するため、行政サービス実施コストに与える影響は少ないと考える。

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
事務及び事業名	特別支援教育を担当する教職員に対する研修			
事務及び事業の概要	特総研においては、各都道府県等の指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象に、政策的重要性の高い課題に対応する研修、教育現場等の喫緊の課題に対応する研修、各都道府県等において独自での実施が困難な研修など、特別支援教育に関する専門的・技術的な研修を実施する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	193 百万円 (13 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	196 百万円 (13 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	12 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○研修制度の見直し 研修ニーズの把握、研修の対象者・内容、方法の改善を引き続き行うとともに、特別支援教育研究研修員については、研修のあり方を見直しを含めた検討を行う。 ○地方研修支援策の強化充実 専門性向上Web研修講座コンテンツを増強する。 ○特総研研修受講者のフォローアップ 研修受講者への情報通信技術を活用した継続的な支援を行う。 ○短期の研修（2～3日）における研修成果還元事前計画書提出の廃止について 研修期間の短いことに比して受講者、任命権者の研修成果還元事前計画書作成の業務負担が重くなっていることや業務の効率性を勘案し、計画書の提出を求めることを取りやめる。 しかしながら、引き続き、研修直後、研修修了1年後の研修内容・研修方法についてのアンケート調査を実施することにより、受講者と任命権者から研修の効果、成果の還元についての意見収集は十分可能である。			
備考〔補足説明〕	特総研は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）として、特別支援教育に関する実際的な研究活動、研修事業及び教育相談活動等を障害の多様性、専門性にも対応しながら実施しているところである。 特総研で行っている指導的立場の立つ教職員等の専門性・資質向上の研修、政策的重要性の高い研修については、各都道府県等において同等の質・量を確保して実施することは困難であるため、特総研で行われる実際的かつ先導的な研究活動等の成果を踏まえ、研修事業を実施していく必要がある。 各都道府県等単独では実施困難な研修課題については、国が責任をもって実施しなければ、各都道府県等における特別支援教育に係る教職員等の資質に格差が生じることから、そのような研修課題については、特総研において実施し、全国一律に教職員等の資質を向上させていく必要がある。 発達障害者支援法（平成17年4月1日施行）においても、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保す			

	ることが国の責務として明記されており、その責務を果たすために特総研が担う役割は極めて大きい。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 研修事業を廃止した場合において、各都道府県等においては、上記の研修を行うことが困難であり、特別支援教育に係る教職員の専門性・指導力が低下するおそれがあり、ひいては我が国の特別支援教育全般にわたり質の低下を招くこととなる。また、地域間の特別支援教育に関する教育サービスの不均衡が生じるおそれがある。 ② 民営化した場合には、国の行政施策に寄与する研修業務については、採算性の問題から営利を目的とする民間では行われなくなる可能性が大きい。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり特別支援教育に関する専門的な研修を実施することを担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はなく、統合した場合には事業の質が低下するおそれがある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	短期の研修（２～３日）における研修成果還元事前計画書提出の関係手続きの廃止により、若干の事務経費が削減されるものの、専門性向上Web研修講座コンテンツを増強するためのコストが発生する可能性があるため、現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すことは困難である。

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
事務及び事業名	特別支援教育に関する教育相談			
事務及び事業の概要	特総研においては、各都道府県の特別支援教育センター等では対応が困難な教育相談や全国教育機関の教育相談支援など、特別支援教育に関する助言、指導及び援助を行う。			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	56百万円 (▲5百万円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	56百万円 (▲5百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	4人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○教育相談データベースの充実 全国の特別支援教育センターと連携し、教育相談に関する情報や教育相談機関からのニーズ等を収集し、教育相談データベースを充実する。 ○マニュアル・ガイドブック作成・提供の見直し 個別相談の地方移管にともない地方支援の一環として実施してきたが、一定の目的を達成した(5年で3本)こともあり見直す。 ○教育相談年報の見直し 教育相談年報の刊行を見直し、研究所の他の刊行物と統合するとともにWebを活用した提供を行う。			
備考〔補足説明〕	特総研は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション(使命)として、特別支援教育に関する実際的な研究活動、研修事業及び教育相談活動等を障害の多様性、専門性にも対応しながら実施しているところである。教育相談事業は、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現するために重要である。 特総研は、特別支援教育に関して、国として地方公共団体の教育相談事業の支援や日本人学校及び海外居住者の教育相談を行う、国としての唯一の機関であるが、 障害の重度・重複化、多様化及び複雑化に加え、発達障害への対応など、地方公共団体では、個別の教育相談における障害の実態把握・支援等に係るノウハウ不足や、他機関との連携、発達障害への対応の充実などが新たな課題となっており、特総研による教育相談の支援が重要となっている。 なお、個別教育相談業務については、第2期中期目標期間中に廃止している。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 教育相談事業を廃止した場合において、各都道府県等においては、上記の教育相談を行うことが困難であり、ひいては我が国の特別支援教育全般にわたり質の低下を招くこととなる。また、地域間の特別支援教育に関			

	する教育サービスの不均衡が生じるおそれがある。 ② 民営化した場合には、採算性の問題から営利を目的とする民間では行われなくなる可能性が大きい。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり特別支援教育に関する相談支援業務等を実施することを担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はなく、統合した場合には事業の質が低下するおそれがある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	マニュアル・ガイドブックの見直し等により、印刷費が削減されるものの、データベースの増強のコストが発生する可能性があるため、現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すことは困難である。

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
事務及び事業名	特別支援教育に関する情報普及			
事務及び事業の概要	特総研においては、研究成果の普及を行うほか、全国の特別支援教育センター、関係教育研究機関等と連携して特別支援教育に関する情報を収集、整理、インターネット等を活用した総合的な情報提供を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	263 百万円 (▲26 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	263 百万円 (▲26 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	11 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○保護者等を対象としたセミナー（フォーラム）を新たに開設することを検討 特別支援教育の推進と理解啓発を図るため、保護者向けセミナーを開催する。 ○特別支援学校長を対象としたネットワーク構築などの情報普及策を同校長会と連携して検討 ○小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議 小学校・中学校等の教員等を対象とした特別支援教育に関する理解を促進するため情報提供システムの構築 ○「世界自閉症啓発デー」に対応した事業の実施 ○研究所セミナーⅠ及びⅡの統合を検討。			
備考〔補足説明〕	特総研は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）として、特別支援教育に関する実際的な研究活動、研修事業及び教育相談活動等を障害の多様性、専門性にも対応しながら実施しているところである。 特総研は、国として特別支援教育に関する実践的な研究を行い、その成果を教育現場に普及させるとともに、特別支援教育の内外の情報を収集・整理・発信するなどの特別支援教育に関する情報普及を行う、国としての唯一の機関である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、特総研に求められている情報普及を行う機関が確保されなくなり、我が国の特別支援教育の発展が阻害される。また、地域間の特別支援教育に関する教育サービスの不均衡が起こるおそれがある。 ② 民営化した場合には、採算性の問題から営利を目的とする民間では行われなくなる可能性が大きい。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり特別支援教育に関する相談支援業務等を実施することを担う主体がないことから、当該措置を講			

	ずることは困難である。 【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はなく、統合した場合には事業の質が低下するおそれがある。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	研究所セミナーⅠ及びⅡの統合を検討しているため、経費が削減される可能性があるものの、新たなフォーラムを開催することにより、コストが発生するため現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すことは困難である。

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
事務及び事業名	特別支援教育に関する国際交流			
事務及び事業の概要	特総研においては、特別支援教育に関する国際的な研究の推進、海外の特別支援教育に関する調査研究及びその研究成果の普及を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	78 百万円 (▲7 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	78 百万円 (▲7 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	6 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの廃止 ○インクルーシブ教育システムに関する国際会議（仮称）を新たに開設することを検討 障害者権利条約の履行状況やインクルーシブ教育システムの方向と実状についての議論、情報交換を行うため国際会議を開催する。（5 年間に 2 回） ○著名海外研究者の招聘制度の創設 世界の最先端・最新の研究情報を国内の研究者に提供し、我が国の研究の進展に資する。 ○研究員の国際学会への参加発表等のため、年平均 10 名以上研究員を派遣することを見直す。 ○刊行物の作成の見直し 国際交流に関する刊行物（ニューズレター、J S E A P、世界の特別支援教育、N I S E Bulletin、Final Report）を見直し、統合するとともに W e b を活用した提供を行う。			
備考〔補足説明〕	国際交流業務は、海外の特別支援教育に係る情報を集約・整理し、総合的に国内に提供し、それらを活用してもらうことにより、国内の障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現するために重要である。 特総研は、特別支援教育の国内外の情報を収集・整理・発信するなどの特別支援教育に関する情報普及を行う、国としての唯一の機関である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、特総研に求められている国外への情報提供を行う機能が確保されにくくなる。また、国内に対しては、特別支援教育に係る諸外国の動向についての情報を入手しにくくなり、我が国の特別支援教育の発展が阻害される。 ② 採算性の問題から営利を目的とする民間では行われなくなる可能性が大きい。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり特別支援教育に関する国際交流業務を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。			

	【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】 特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はなく、統合した場合には事業の質が低下するおそれがある。 現在、障害者権利条約の国内審議や障害者制度改革が進んでおり、これらに関する諸外国の取組や研究についての情報が特総研に求められている。そのため、著名海外研究者の招聘制度の創設、及びインクルーシブ教育システムに関する国際会議（仮称）を新たに開設することを検討するとともに、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを廃止する。
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを廃止することにより経費が削減されるものの、今後必要とされるインクルーシブ教育システムに関する国際会議のコストが不明であり、現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すことは困難である。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	リエゾンオフィスの見直し。 〔事務所等の見直し〕	—	—	
備考〔補足説明〕	東京工業大学キャンパスイノベーションセンター内に借用しているリエゾンオフィスについては、平成 22 年度内に、他法人の事務所等との集約・共用化を検討する。	特総研の各事業は、営利を目的とする民間では必ずしも実施され得ないものであり、また他の法人で特別支援教育に関する事業を担う主体がないことから、事務事業主体の見直しについて措置を講ずることは困難である。	特総研においては、研究、研修、教育相談、情報普及、国際交流の業務の重複はない。また他の独立行政法人等で特別支援教育に関する事業を担う主体がないことから、事務事業主体の見直しについて措置を講ずることは困難である。	

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	—	—
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	—	—	—
備考〔補足説明〕	平成 18 年度より非公務員化	—	—

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1）、（2））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	① 利益剰余金については、第Ⅱ期終了後（平成 23 年度）に国庫返納する。 〔不要資産の国庫返納〕 ② リエゾンオフィスの見直し。 〔事務所等の見直し〕	—	—
備考〔補足説明〕	① 平成 21 年度末利益剰余金 36,553,653 円及び平成 22 年度において発生する総利益については、第Ⅱ期終了後国庫へ返納する。 ② 東京工業大学キャンパスイノベーションセンター内に借用しているリエゾンオフィスについては、平成 22 年度内に、他法人の事務所等との集約・共用化を検討する。	関係法人との取引は、従前より存在しないが、引き続き随意契約見直し計画を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、競争性のない随意契約の妥当性や競争契約において真に競争性が確保されているか等の観点から厳格な点検・見直しを行っている。なお、平成 19 年度より契約関係規程類は国に準拠している。 【整理合理化計画：独立行政法人の契約は、原則とし一般競争契約等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によることとし、】	自己収入の拡大については、平成 21 年度以降、年度計画に定量的な目標を定め実施している。 【整理合理化計画：競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄付金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成 20 年度中に策定し、経営の効率化を図る。】

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	引き続き、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととし、国の給与構造改革を踏まえた見直しにより、平成 23 年度概算要求においては、10,697 千円を減額して要求することとした。なお、給与関係規程は国に準じている。	—	情報管理関係業務の一部の本部業務について、平成 23 年度に検討する。	
備考〔補足説明〕	【整理合理化計画：主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準の高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。】	事業評価については、所内評価委員会での評価に加え、外部有識者で構成する運営委員会から助言を得、さらに研究成果については外部評価委員会で評価を受ける体制が整備されている。	平成 23 年度に予定している電子計算機システムの更新にあわせ、システム運営業務については積極的に外部委託し、業務の効率化を図る。	

法人名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所		府省名	文部科学省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し	—	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	—	—	—	
備考〔補足説明〕	給与振込については、1口座への振込 としている。 『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』	航空賃については、国家公務員の規程 に準じている。 『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』	—	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人教員研修センター			府省名	文部科学省	
沿 革		平成 13 年 4 月 独立行政法人教員研修センター発足 (国(文部省(平 13.1 文部科学省))が行ってきた教職員に対する研修等に関する業務を独立行政法人教員研修センターに移管)					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 16 年 3 月 第 2 期：平成 16 年 4 月～平成 19 年 3 月 第 3 期：平成 19 年 4 月～平成 23 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人 (2 人)	3 人 (1 人)	1 人 (1 人)	4 2 人		1 1 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	1,803	1,703	1,631	1,573	1,407	1,314
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	1,803	1,703	1,631	1,573	1,407	1,314
	うち運営費交付金	1,611	1,511	1,439	1,381	1,215	1,141
	うち施設整備費等補助金	192	192	192	192	192	173
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)		1,751	1,845	1,767	1,711	1,546	1,454
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		510	1	3	4		
(単位:百万円)	発生要因	利益剰余金は、主に受取利息収入や雑益等を計上したもの。なお、平成18年度は第二期中期目標期間の最終年度であることから運営費交付金債務残高の全額を収益化したこと等に伴い発生したものであり、全額を国庫に納付している。					
	見直し案	当法人における利益剰余金は、通常は受取利息等の軽微な金額であること、また、これらは中期目標期間終了後に国庫へ納付することとされていることから現時点において特段の見直しは考えていない。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		0	32	3	81		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		2,091	1,756	1,740	1,550	(見込み) 1,430	(見込み) 1,359
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		事業の効率化等を行うことにより、実施コストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。					

**中期目標の達成状況
(業務運営の効率化に関する事項
等) (平成 21 年度実績)**

【業務運営の効率化に関する事項】

(目 標)

既存事業の見直し、効率化を図る。このため、中期目標期間中、毎事業年度において、一般管理費（土地借料除く）については対前年度比 3 % 以上、業務経費についても対前年度比 2 % 以上の縮減を図る。

(実 績)

各事業年度において達成した。

	平成 1 9 年度 (対前年度比)	平成 2 0 年度 (対前年度比)	平成 2 1 年度 (対前年度比)
一般管理費	9. 2 % 縮減	3. 4 % 縮減	4. 9 % 縮減
業 務 経 費	3. 4 % 縮減	3. 3 % 縮減	3. 9 % 縮減

【その他業務運営に関する重要事項】

(目 標)

役職員に係る人件費の総額について、平成 1 8 年度以降の 5 年間で、平成 1 7 年度における額から 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施に取り組む。

(実 績)

人件費については、平成 1 7 年度人件費（決算額）を基準に以下の計画により削減を進めているところであり、平成 2 1 年度において、計画を上回る削減を達成した。

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
(対前年度削減率) 予 算 額	(一) 423,608	(0.8%) 420,218	(1.0756%) 415,698	(1.6666%) 408,770	(1.6666%) 401,957	(1.6666%) 395,258
決 算 額	416,199	413,786	410,999	404,296	371,231	—
人 件 費 削 減 率		0.6%	1.2%	2.9%	10.8%	—
人件費削減率 (補正後)		0.6%	1.9%	3.6%	9.1%	—

【国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために採るべき措置】

○ 学校教育関係職員に対する研修

①（目 標）

設定した受講者数の８５％以上（毎事業年度平均）の参加を得る。

（実 績）

各事業年度において達成した。

	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
実施した研修	２１研修	２１研修	２１研修
うち参加率が８５％以上	１９研修	１９研修	１８研修
参加率が８５％以上の研修比率	９０．５％	９０．５％	８５．７％

②（目 標）

受講者に対する「研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査」において、毎事業年度平均で８５％以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

（実 績）

各事業年度において達成した。

	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
有意義率	９７．８％	９７．１％	９７．２％
（アンケート回収率）	（96.5%）	（98.3%）	（98.7%）

（注）「有意義率」は、受講者数を母数として算出。ただし、平成１９年度については、アンケート回答数を母数として算出。

③（目 標）

学校管理研修に関する「研修成果の活用状況に関するアンケート調査」において、受講者の任命権者である都道府県教育委員会等の８０％以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る（実施した研修を対象として、翌年度に研修成果の活用状況を調査）。

（実 績）

各事業年度において達成した。

	平成１９年度	平成２０年度
成果活用率	９４．１％	９７．０％
（アンケート回収率）	（99.4%）	（99.4%）

④（目 標）

喫緊の課題研修に関する「研修成果の活用状況に関するアンケート調査」において、受講者の８０％以上から「各地域で研修講師等としての役割を担っている」との結果を得る（実施した研修を対象として、翌年度に研修成果の活用状況を調査）。

（実 績）

各事業年度において達成した。

	平成１９年度	平成２０年度
成果活用率	８８．３％	９０．５％
（アンケート回収率）	（92.5%）	（95.5%）

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人教員研修センター		府省名	文部科学省
事務及び事業名	学校教育関係職員に対する研修			
事務及び事業の概要	「各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修」、「喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修」を実施。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1, 313, 985 千円の内数 (△92, 821 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1, 454, 126 千円の内数 (△91, 433 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	28 (5) 人 () は非常勤で外数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	1. 当センターが実施する国として継続実施すべき研修の精選 当センターが行う学校教育関係職員に対する研修は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、国と自治体との適切な役割分担と連携協力の観点から見直しを行い、自治体や民間機関等では担うことができず、<u>国の教育政策上真に実施すべき研修に一層精選することとし、国の施策や学校を取り巻く今日的な教育課題を踏まえ、</u> ① 学校管理研修を学校経営研修として重点化を図り、各自治体における学校経営の中核となるリーダー養成を行うもの ② 喫緊の課題性が高く、各自治体において、指導的人材が不足しており、指導者の養成が必要なもの ③ 他省庁との取り決めがあり、国の事業として行うべきとされているもの については、当センターの研修事業として実施する。なお、研修の一層の精選に当たっては、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等を踏まえるものとする。 2. 国の役割を終えた研修の廃止 国と自治体との適切な役割分担を踏まえ、 ① 国として実施する喫緊の課題性などが低下したもの ② 時限的に実施してきたもの は、指導者養成について国の役割を終えたものとして廃止し、<u>今後の実施は自治体に委ねるものとする。</u> [事業仕分け第 1 弾評価結果：自治体・民間へ移管] 3. 研修内容・方法の見直し等 学校管理運営や教育課題等について、国の教育政策上の必要性や自治体等のニーズ及び文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等を踏まえ、内容・方法が常に最新・最善のものとなるよう不断に精選し、見直す。			

(1) 学校経営研修

社会の急速な変化、子どもを取り巻く環境の変化、保護者からの要望の多様化などにより、学校運営上の課題がこれまで以上に増加している。また、小・中・高等学校の教員の年齢構成を見ると、10年後には、現在約4割を占める50歳以上の教員（校長を含む）が入れ替わり、教育体制の弱体化が懸念されている。このため、次代の学校経営を担う現在の中堅教員を中心に学校運営にしっかりと取り組むことができるリーダーを養成することが急務となっている。

このことを踏まえ、「教職員等中央研修」については、従来、「校長・教頭等研修」と「中堅教員研修」の2つに分けて実施してきたが、以下のとおり「校長研修」、「副校長・教頭等研修」、「中堅教員研修」に分け、次代の学校経営を担うリーダーを養成する研修に重点化する。また、受講修了者を対象として情報システムを活用した人的ネットワークを構築し、研修効果の事後評価・検証等に活用し、研修内容を見直す。

① 校長研修

実践的な学校経営力向上に特化した重点的な研修を行う。

なお、校長が長期間学校を離れることは、安定した学校運営、地域や保護者からの信頼関係を維持する観点から困難であることを踏まえ、研修日数を大幅に短縮する。

② 副校長・教頭等研修

実践的な学校経営力とリーダーとしての幅広い素養を身につけさせるなどの研修内容を充実し、研修日数を拡大する。

③ 中堅教員研修

次代の学校経営を担うリーダー養成の観点から、受講定員を増員する。また、児童生徒の授業に直接携わっていることを考慮し、参加しやすい時期に研修期間を設定し、研修機会の拡大を図る。

(2) 喫緊課題研修

- ① 研修実施直後のアンケート調査、研修成果の活用状況に関するアンケート調査及び参加率等を踏まえ、研修内容・方法の見直しを行う。また、各研修においては、その時々の教育課題における最新の知識等を修得できるよう不断の見直しを行う。

さらに、ブロック開催や受講定員を適正規模に縮減するなど、効率化の観点からも研修方法等を見直す。

- ② 新成長戦略等を踏まえ、新たに教育の情報化の指導者養成研修を実施するなど、国の教育政策上の必要性や今日的な教育課題に対応した研修を新たに実施する。

	4. 委託等による研修 指導者養成研修を終了することとなる研修のうち、自治体から継続実施の強い要望があるものについては、移行措置として自治体からの委託等を受けて研修を実施する。 研修経費については、従来の委託等による研修と同様、原則として全額を派遣者である自治体の負担とするが、新たな委託等による研修については、自治体の予算措置等の準備状況等を考慮して、年次計画によって自治体の負担に移行する。 なお、毎年度の参加状況等を踏まえ、一定の基準により、廃止を含めた不断の見直しを行う。 (注) 現在、中央教育審議会において、教員研修のあり方を含め、教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について審議がなされており、当センターについては、その議論の方向性を踏まえ、必要な見直しを図ることとなる。
備考〔補足説明〕	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の効率化等を行うことにより、実施コストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。

法人名	独立行政法人教員研修センター		府省名	文部科学省
事務及び事業名	学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助			
事務及び事業の概要	各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるようデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供等。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,313,985 千円の内数 (△92,821 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,454,126 千円の内数 (△91,433 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	28 (5) 人 () は非常勤で外数			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	新成長戦略や教育委員会等のニーズ等を踏まえ、新たに指導者養成研修の質的向上・研修機会の確保等に資するインターネットによる e-ラーニング研修プログラムの開発・提供を行うとともに、各自治体で研修指導者が活用できるコンテンツの開発・提供、講師情報の提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催、研修施設・設備の提供等を精選して実施し、教員の資質能力の総合的な向上方策における教員研修のナショナルセンターとして実施すべき取り組みを行う。 なお、取り組みに当たっては、現下の厳しい予算の状況を踏まえ、各都道府県教育委員会等の研修が効果的に行われるよう、経費の節減を一層徹底しつつ、学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助を、効果的・効率的に実施する。			
備考〔補足説明〕				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の効率化等を行うことにより、実施コストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人教員研修センター	府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横１．（２））	事務事業実施主体の見直し（横２．（１））	重複排除・事業主体の一元化等（横２．（２））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	現在の港区虎ノ門に所在する東京事務所は閉鎖することとし、必要面積を半分以下に大幅に縮減した上で、他法人の所有施設への集約化を図る。 『独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて１．（２）』	<u>国と自治体との適切な役割分担の観点から見直しを行い、指導養成研修事業の精選及び受講定員の見直し等を行う。</u> [事業仕分け第一弾評価結果：自治体・民間へ移管]	該当なし。
備考〔補足説明〕	教員研修センターで実施する研修は、元々、文部科学省の各担当課でそれぞれ行っていた研修を独立行政法人制度を活用して教員研修センターにアウトソーシングされた経緯から、文部科学省の複数の担当課と密接に連絡をとる必要があるため、東京事務所は引き続き必要であるが、行政刷新会議の東京事務所等に係る横断的な見直しの方針が示されたことを踏まえ、必要面積を半分以下に縮減しつつ、他法人の所有施設への集約化を図る。		

法人名	独立行政法人教員研修センター	府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	組織形態の見直し	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし。	人件費総額の削減及び事務事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じたフレキシブルな人員配置を行う。	
備考〔補足説明〕		人件費総額の削減及び事務事業の見直しに対応し、業務内容・業務量に応じた人員配置等を行うことで、より効率的な業務運営が可能になると考えられる。	

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人教員研修センター		府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし。	随意契約見直し計画を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、競争性のない随意契約の妥当性や競争契約において真に競争性が確保されているか等の観点から厳格な点検・見直しを行う。	研修参加率の向上を図るとともに、施設の外部利用を促進して稼働率の向上を図り、自己収入の増大に努める。	
備考〔補足説明〕		随意契約見直し計画は現中期目標期間中に達成済みであり、随意契約は土地の購入等の真にやむを得ないものに限定されているが、引き続き契約の適正化に努める。	施設の外部利用促進を図るため、近隣の大学や研究機関等への広報活動を強化する。	

法人名	独立行政法人教員研修センター	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	引き続き、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18 年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組む。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 2 3 年度まで継続する。	引き続き、外部有識者を含めた自己点検・評価委員会による管理運営、研修業務等に関する自己点検・評価を行い、研修事業をはじめ、センターの業務運営における不断の見直しに取り組む。	<u>これまで職員が担当していた宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、複数年による包括的民間委託方式を導入し更なるコスト削減を図る。</u> [事業仕分け第 1 弾評価結果：自治体・民間へ移管]
備考〔補足説明〕			施設の維持管理等については、従前から積極的に民間委託を推進し、業務の効率化・コスト削減に努めているが、事業仕分けの結果等を踏まえ、民間委託をより一層推進する観点から、宿泊・研修施設の管理業務を新たに民間委託するとともに、従来、単年度で個別に発注してきた維持管理等に係る各業務を複数年で一括発注する方式に変更し、一層の効率化・コスト削減を図る。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人大学入試センター			府省名	文部科学省					
沿 革		昭和 52 年 5 月 大学入試センター設置 (国立学校設置法改正)						昭和 54 年 1 月 第 1 回共通第 1 次 学力試験実施	平成 2 年 1 月 第 1 回大学入試 センター試験実施	平成 13 年 4 月 独立行政法人大学 入試センター設置	平成 18 年 4 月 非公務員化
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～18 年 3 月 (16 年見直し)						第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月			
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数						
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員				
		4 人 (2 人)	3 人 (1 人)	1 人 (1 人)	9 9 人		2 4 人				
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)				
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	497	444	422	254	80	0				
	特別会計	—	—	—	—	—	—				
	計	497	444	422	254	80	0				
	うち運営費交付金	497	444	422	254	80	0				
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—				
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—				
支出予算額の推移 (単位: 百万円)		11, 485	10, 901	10, 975	11, 019	10, 822	10, 749				
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位: 百万円)		878	1, 242	1, 467	1, 460						
	発生要因	大学入試センター試験の参加大学数を増やしたこと等による自己収入の増加や業務の効率化により支出を削減したことによって得た剰余金である。									
	見直し案	剰余金については、引き続き、各業務の見直し及び効率化に取り組み、10 年に 1 度必要な新学習指導要領改訂への対応や新型インフルエンザ対応などの臨時的経費増に対応できるよう一定の剰余金の確保が必要。									
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)		0	0	0	4						
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)		27	177	488	501	(見込み) 326	(見込み) 247				
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		業務の効率化、人件費の削減及び自己収入の増加により行政サービス実施コストが縮減されるが、平成 21 年度の新型インフルエンザ対応のように不測の事態に対応する経費が発生する場合があるため、額を現時点で具体的に示すのは困難である。(そのため上記の行政サービス実施コストの推移は、平成 21 年度をベースに確定している運営費交付金の減額分のみを反映して算出している (平成 22 年度 対前年度 175 百万円減、平成 23 年度 80 百万円減))									

中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 21 年度実績）	【業務運営の効率化に関する事項】 ・ 一般管理費について、中期目標期間中で 15.0%以上削減という中期目標に対して、平成 21 年度で対 17 年度比 43.5%削減を達成。 ・ その他の事業費について、中期目標期間中で 5.0%以上削減という中期目標に対して、平成 21 年度で対 17 年度比 3.81%削減を達成。 ・ 試験会場の集約について、平成 17 年度の 720 会場から平成 21 年度には 719 会場に集約。ただし、受験機会の拡大等のために設置した離島・僻地の試験場を除くと、712 会場から 699 会場へと 13 会場の減となる。 ・ 試験問題等の印刷経費の削減について、頁数の抑制や印刷部数の見直しなどにより、平成 21 年度で対平成 17 年度比 27.24%削減を達成。 ・ 進路指導関係セミナーの開催地区数について、中期目標期間中に半数程度とするという中期目標に対して、平成 17 年度の 6 地区と比較して平成 21 年度には 4 地区であったが、平成 22 年度には 2 地区に集約した上で実施するとともに、当該年度をもって本事業を終了する予定である。 ・ 外部委託について、平成 17 年度の 29 件から平成 21 年度には 31 件に増加。 【財務内容の改善に関する事項】 ・ 自己収入の増加について、18 歳人口が減少していく中、参加大学数を増加させる（平成 17 年度：727 大学→平成 21 年度：811 大学）ことによって、志願者数を維持する（平成 17 年度：551,382 人→平成 21 年度：553,368 人）ことができた。 ・ 人件費の削減について、平成 22 年度の人件費を平成 17 年度比で 5.0%以上削減するという中期計画に対して、平成 21 年度で対平成 17 年度比 6.7%の削減を達成。 ・ 職員の給与水準の抑制について、対国家公務員地域・学歴勘案ラスパイレス指数で平成 21 年度には 87.2 となった。 【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】 ・ 大学入試センター試験について、「センター試験を確実に実施する」という中期目標に対して、毎年度着実に実施した。特に平成 21 年度は新型インフルエンザに対応して追試験の日程の変更や各都道府県ごとに会場を設置するなど、適切な対応を行った。 ・ 大学入試センター試験問題の質について、「自己点検評価・第三者評価を行い、それぞれ 70%以上が良問であるとの評価を得られるようにする」という中期目標に対して、毎年度 9 割を超える良問との評価を得た。
---	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人大学入試センター		府省名	文部科学省
事務及び事業名	大学入試センター試験の実施			
事務及び事業の概要	大学に入学を志願する者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して実施することが適当な業務を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 億円 (△0.8 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	105 億円 (0.3 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	102人 (うち24人が調査研究に、6人が大学情報提供事業にも従事。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	①大学入試センター試験について、毎年度着実に実施するとともに、特に高等学校の新学習指導要領の改訂に関して、平成 27 年度センター試験から確実に対応する。 ②印刷経費の削減や試験会場の集約等により、更なる経費の削減を進める。[事業仕分け第 2 弾(前半) 評価結果：コスト縮減、自己収入の拡大に努めた上で当該法人が実施] ③随意契約の見直し等により、更なる業務の効率化を進める。【独立行政法人整理合理化計画：秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成 21 年度中に民間競争入札を実施する。】 ④試験問題作成時の点検や試験終了後の自己点検評価・外部評価を適切に行うとともに、その結果を次回の問題作成に活かすことにより、質の高い問題作成を行う。			
備考〔補足説明〕	①④大学入試センター試験は全ての国公立大学及び約 8 割の私立大学が参加し、大学入学志願者の約 7 割が受験する我が国で最大規模の試験であり、受験生に与える影響も大きいことから今後も着実に実施していく必要がある。 特に平成 27 年度センター試験から新学習指導要領に対応した問題を出題する必要があり、出題教科・科目や出題範囲に関し関係機関と調整し、試験問題を作成するなど、計画を立てて着実に実施することが必要。 また、センター試験は難問・奇問を排除した良問を出題することが求められており、高等学校関係者や専門家による第三者評価を毎年確実に実施することにより、引き続き質の高い問題を作成する。 ②③引き続き経費の削減や業務の効率化を行い、可能な限り国費投入を減らし適正な財務内容を実現する。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 大学入試センター試験は、①初等中等教育と高等教育の接続の観点から、教育政策上重要な位置付けを有し、大学入学志願者の約 7 割が受験する我が国で最大規模の試験であること、②試験の実施は、極めて高度なレベル			

	で試験の継続性・公平性・機密性の確保が必要であること、③大学入試は大学教育の一環として大学の自治に基づいて行われるものであることから、公的機関である大学入試センターが問題の作成・採点等を担いつつ、国公私立大学と共同して着実に実施していくことが必要。 【他法人等への移管・一体的実施】 同様の事業を行っている他法人は存在せず、また、良質な試験問題作成や公平公正な試験実施のためには、専門的な知見を有しこれまでの実績もある大学入試センターが引き続き実施することが必要。 【他の事務及び事業との統合】 他の事業と類似性はない。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	印刷経費の見直し等により経費の削減を行うが、その一方で、新学習指導要領に対応した試験問題を作成するなど新たな経費が必要となり、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。

法人名	独立行政法人大学入試センター		府省名	文部科学省
事務及び事業名	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究			
事務及び事業の概要	大学入試に関する専門的な調査研究を行う我が国で唯一の中核的機関として、センター試験の改善に関する調査研究や入学者選抜方法に関わる調査研究を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 億円 (0 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2 億円 (△0.5 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	2 4 人 (うち 2 4 人全員が大学入試センター試験の実施にも従事。2 人が大学情報提供事業にも従事。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	①例えば以下のようなセンター試験の実施や大学入学者選抜の改善に関する調査研究に集中・特化 ・得点調整の方法 ・センター試験のモニターによる調査 ・リスニングテストの成果の検証 ・大学全入時代に対応した新しい大学入試のあり方〔事業仕分け第2弾（前半）とりまとめコメント：将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい。〕 ・障害者等のニーズに対応した特別措置の方法 ②特に社会的要請が高い課題について大学の研究者等と連携して研究することにより、迅速に研究成果を得て、各大学に発信する機能の充実〔事業仕分け第2弾（前半）とりまとめコメント：将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい。〕 ③法科大学院適性試験の終了【独立行政法人整理合理化計画：調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成 20 年度中を目途に具体的な案を策定する】			
備考〔補足説明〕	①②センターの有する専門的な人材や蓄積したデータ等を有効に活用するために、真に必要な課題を厳選することで、着実に成果をあげていくことが必要。その際に、特定のテーマを設定し、大学等の研究者と連携して研究を行うことで短期間により効率的に成果を出すことを目指す。 ③調査研究の成果を踏まえ、新たな実施主体である適性試験管理委員会において適性試験を継承して実施する体制が整ったため、平成 22 年度をもって適性試験の実施を終了する。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 センター試験の実施に関する調査研究は、今後もセンター試験を確実に実施していくため、引き続き実施する必			

	要がある。 また、大学入学者選抜に関する調査研究は、国の教育政策に対応しており、こうした調査研究は豊富な知見や蓄積したデータ、専門の人材が必要であり、各大学で行うことは困難であり、引き続き大学入試センターが行う必要がある。 【他法人等への移管・一体的実施】 同様の事業を行っている他法人は存在せず、また、豊富な知見や蓄積したデータ、専門の人材を有する大学入試センターが引き続き実施することが必要。 【他の事務及び事業との統合】 他の事業と類似性はない。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	法科大学院適性試験の終了に伴う業務費用の削減及び受験料収入の減：約 17 百万円

法人名	独立行政法人大学入試センター		府省名	文部科学省
事務及び事業名	大学入試志願者の進路選択に資する大学情報の提供			
事務及び事業の概要	大学入学志願者がその能力・適性に応じた適切な大学進学が可能となるよう、また、高等学校の進路指導担当者が適切な進路指導を行うことに資するため、インターネット（「ハートシステム」）や冊子（「国公立大学ガイドブック」）等により大学に関する情報を提供。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	0 億円 (0 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	0.2 億円 (△0.5 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	6 人 (うち、6 人全員が大学入試センター試験の実施にも従事。2 人が調査研究にも従事。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<u>ガイダンスセミナーについては、平成 22 年度中で終了する。</u> <u>ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討する。(なお、ガイドブックについては、平成 22 年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。)</u> [事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し]			
備考〔補足説明〕	昭和 63 年に情報提供事業を開始した当初は、偏差値輪切りによる進路指導、受験競争の過熱という大学進学の実態を改善するため、高大間の情報交換を促進し、大学進学希望者に適切な進路指導を行うことを目的としていた。しかし、近年は民間の同種の事業が発達していることもあり、事業仕分けでの指摘も踏まえ、今後は真に必要な情報提供に特化することとする。 その際、ハートシステムは年間 80 万件以上のアクセスがあり受験生に広く利用されているという状況に鑑み、廃止することで不利益が生じないよう各方面の意見を聞き検討する。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	情報提供の内容を厳選することにより経費の削減を行うが、どこまでの情報をセンターとして責任を持って提供していくか検討中のため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人大学入試センター		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）		<u>ガイダンスセミナーについては、平成 22 年度中で終了する。</u> <u>ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討。（なお、ガイドブックについては、平成 22 年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。）</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し〕	①調査研究については、<u>センター試験の実施や将来的な入試制度のあり方などに関連する調査研究に集中・特化する。</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）とりまとめコメント：将来的な入試制度のあり方についても、これだけのコストを要して研究していることも踏まえ、きちんとしたビジョンを示して欲しい〕 ②<u>ガイダンスセミナーについては、平成 22 年度中で終了する。</u> <u>ハートシステム、ガイドブックについては廃止することとし、高校関係者など関係方面の意見を聞いた上で、その方法、時期等について検討。（なお、ガイドブックについては、平成 22 年度は、紙媒体での提供からインターネットを利用した情報提供に変更。）</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し〕	

法人名	独立行政法人大学入試センター		府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	組織体制の整備		
備考〔補足説明〕	当法人では、支部・事業所等は設置していない。	昭和 63 年に情報提供事業を開始した当初は、偏差値輪切りによる進路指導、受験競争の過熱という大学進学の実態を改善するため、高大間の情報交換を促進し、大学進学希望者に適切な進路指導を行うことを目的としていた。しかし、近年は他の事業主体での同種の事業が発達していることもあり、事業仕分けでの指摘も踏まえ、今後は真に必要な情報提供に特化することとする。 その際、ハートシステムは年間 80 万件以上のアクセスがあり受験生に広く利用されているという状況に鑑み、廃止することで不利益が生じないよう各方面の意見を聞き検討する。		①大学入試に関する専門的な調査研究を行う我が国で唯一の中核的機関として、(i)得点調整の方法、(ii)センター試験のモニターによる調査、(iii)リスニングテストの成果の検証などセンター試験実施に関連した調査研究や(iv)大学全入時代に対応した新しい大学入試のあり方、(v)障害者等のニーズに対応した特別措置の方法など将来的な入試制度のあり方に関連した調査研究などの課題に集中・特化する。 ②昭和 63 年に情報提供事業を開始した当初は、偏差値輪切りによる進路指導、受験競争の過熱という大学進学の実態を改善するため、高大間の情報交換を促進し、大学進学希望者に適切な進路指導を行うことを目的としていた。しかし、近年は他の事業主体での同種の事業が発達していることもあり、事業仕分けでの指摘も踏まえ、今後は真に必要な情報提供に特化することとする。 その際、ハートシステムは年間 80 万件以上のアクセスがあり受験生に広く利用されているという状況に鑑み、廃止することで不利益が生じないよう各方面の意見を聞き検討する。

組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		①法科大学院適性試験を終了したことに伴い、要員の合理化、再配置を行う。 【独立行政法人整理合理化計画：調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成 20 年度中を目途に具体的な案を策定する】 ②情報提供事業の見直しに伴い、要員の合理化、再配置を行う。 [事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し] ③大学入試センター内に置かれているセンター試験に係る既存の会議体の体制や運営方法等の見直しを行う。	
備考〔補足説明〕	当法人は、平成 1 8 年度に非公務員化している。	①②整理合理化計画や事業仕分けでの指摘を踏まえ、業務の縮小を行うため、組織全体を見直し、要員を再配置し一層の効率的運営を図る。 ③大学入試センター試験は大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、センター試験の基本的な実施方法等について、参加大学の意思がより適切に反映された審議が可能となるよう、見直しを行う。	

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人大学入試センター	府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	<u>保有資産について、現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について検討</u>しており、平成 22 年度中に結論を得る。 【独立行政法人整理合理化計画：現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成 22 年度中に検討し、結論を得る】	今までも随意契約について、秘密保持の観点から真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行してきたが、<u>引き続き外部有識者の意見等を踏まえ、積極的に対応する。</u> 【独立行政法人整理合理化計画：秘密保持など入試の持つ特性に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成 21 年度中に民間競争入札を実施する。】	<u>センター試験参加大学の増加を図るための取組みを行うとともに、適正な大学の負担のあり方について引き続き検討を行う。</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：コスト縮減、自己収入の拡大に努めた上で当該法人が実施〕
備考〔補足説明〕	これまでに移転済みの機関や先行して保有資産の見直しを検討した機関への調査、本センターの立地条件の整理、コスト比較等について民間に調査を依頼等しており、これらを踏まえて平成 22 年度中に結論を出す。	以下の通り、随意契約の見直し状況は進んでいる。 平成 18 年度実績 112 件(92%)、35 億円(68%) 平成 21 年度実績 18 件(33%)、23 億円(40%) ※()は全体に占める割合 外部の有識者を含む契約監視委員会での意見を踏まえて、可能な限り一般競争入札の導入が可能な方法を採用するなど、引き続き検討	センター試験参加大学数は年々増加してきている。 平成 17 年度 727 大学 ↓ 平成 21 年度 811 大学

法人名	独立行政法人大学入試センター	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	①法科大学院適性試験を終了したことに伴い、要員の合理化、再配置を行う。 【独立行政法人整理合理化計画：調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成 20 年度中を目途に具体的な案を策定する】 ②情報提供事業の見直しに伴い、要員の合理化、再配置を行う。 〔事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業の廃止 ゼロベースで厳しく見直し〕 ③大学入試センター内に置かれているセンター試験に係る既存の会議体の体制や運営方法等の見直しを行う。		今までも随意契約について、秘密保持の観点から真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行してきたが、引き続き外部有識者の意見等を踏まえ、積極的に対応する。 【独立行政法人整理合理化計画：秘密保持など入試の持つ特性に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成 21 年度中に民間競争入札を実施する。】
備考〔補足説明〕	①②整理合理化計画や事業仕分けでの指摘を踏まえ、業務の縮小を行うため、組織全体を見直し、要員を再配置し一層の効率的運営を図る。 ③大学入試センター試験は大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、センター試験の基本的な実施方針等について、参加大学の意思がより適切に反映された審議が可能となるよう、見直しを行う。	センター試験終了後、試験問題の評価については、高等学校関係者、関係教育団体等による試験問題評価委員会において試験問題の第三者評価を実施し、その結果を翌年度以降の問題作成に活用しており、十分実効性があるため。 なお、毎事業年度終了後に、文部科学省独法評価委員会による年度評価を受けている。	以下の通り、随意契約の見直し状況は進んでいる。 平成 18 年度実績 112 件(92%)、35 億円(68%) 平成 21 年度実績 18 件(33%)、23 億円(40%) ※()は全体に占める割合 外部の有識者を含む契約監視委員会での意見を踏まえて、可能な限り一般競争入札の導入が可能な方法を採用するなど、引き続き検討

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省	
沿 革		昭和 34. 4 国立中央青年の家設置 昭和 50. 10 国立室戸少年自然の家設置 昭和 40. 4 特殊法人リハビリテーション記念青少年総合センター設置 → 昭和 55. 5 文部省所管施設等機関となる 平成 13. 4 (独)国立青年の家 → " (独)国立少年自然の家 " (独)国立リハビリテーション記念青少年総合センター → 平成 18. 4 (独)国立青少年教育振興機構					
中期目標期間		平成 18 年度～22 年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員	
		8 人（2 人）	6 人（1 人）	2 人（1 人）	5 4 0 人	1 6 6 人	
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	12, 791	11, 113	10, 722	10, 367	9, 987	9, 587
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	12, 791	11, 113	10, 722	10, 367	9, 987	9, 587
	うち運営費交付金	11, 522	10, 913	10, 477	10, 138	9, 761	9, 530
	うち施設整備費等補助金	1, 269	200	245	229	226	57
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位: 百万円)		13, 929	12, 298	11, 970	11, 725	11, 490	11, 105
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位: 百万円)		43	44	44	26		
	発生要因	主な発生要因は、当初見込んでいなかった雑益等の増収（18年度）。					
	見直し案	当法人の利益剰余金は予算規模に比して過大でなく、かつ、中期目標期間終了後に国庫に納付することとされているため、見直しの予定はない。					
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)		108	299	283	237		
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)		17, 374	16, 178	15, 467	15, 276	(見込み) 14, 408	(見込み) 14, 408
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で示すことは困難である。					

**中期目標の達成状況
(業務運営の効率化に関する事項
等) (平成 21 年度実績)**

- ・一般管理費については、中期目標期間中に、旧青少年教育 3 法人の平成 17 年度予算の合計額に比べ、15%の縮減を図ることとしており、平成 21 年度実績においては 18.0%の削減を実施している。

一般管理費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
削減率 (17 年度予算比)	5.1%	13.6%	17.1%	18.0%

- ・事業経費についても同様に、中期目標期間中に 5%の縮減を図ることとしており、平成 21 年度実績においては 9.2%の削減を実施している。

業務経費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
削減率 (17 年度予算比)	6.4%	3.5%	8.4%	9.2%

- ・人件費については、「行政改革の重要方針 (平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)」を踏まえ、18 年度以降の 5 年間で、国家公務員に準じた人件費の削減を行うとともに、役職員給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図ることとしており、平成 21 年度実績においては 18.0%の削減を実施している。また、ラスパイレス指数(対国家公務員)は 95.6 である。

人件費	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
削減率 (18 年度予算比)	4.0%	7.3%	13.2%	18.0%

- ・青少年教育関係者等の受け入れ状況は、毎年度 350 万人程度を確保することとしており、平成 18 年度から平成 21 年度までの実績においては、すべて目標を達成している。

青少年教育関係者等の 受け入れ状況	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	3,923,780 人	3,849,354 人	3,840,813 人	3,826,884 人

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	①企画事業			
事務及び事業の概要	我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設等では実施困難な広範な規模で展開する教育事業を実施する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	機構本部教育事業部＋各地方施設の常勤職員数 475人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	青少年教育のナショナルセンターとして、公立施設等におけるニーズや普及状況、各施設の立地条件や自然環境等を踏まえ、真に担うべき事業にさらに精選・重点化する。 (重点化する事業例) ・各年齢期の課題に対応した事業 ・特定の状況にある青少年への支援を行う事業 ・国の政策課題に対応した事業 事業の実施に当たっては、対象者・内容、方法の改善を引き続き行うとともに、各分野の専門家など関係機関・団体との連携を強化し、事業内容の充実を図る。 また、上記事業のほか、青少年の健全育成を推進するため、関係機関・団体と連絡・協力して、青少年教育の指導者等の養成及び資質の向上の研修を継続的・計画的に実施する。			
備考〔補足説明〕	機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、国の青少年教育施策や多様化する青少年の現状を踏まえ、現代的課題に対応した先導的な事業を計画的に実施している。今後も、「子ども・若者ビジョン（H22.7.23 子ども・若者育成支援推進本部決定）」において示された青少年教育における課題等を踏まえた事業を実施する必要がある。また、児童養護施設で生活する子どもや不登校、ひきこもり等の課題を抱える子どもを対象にしたプログラムを開発・推進していくことが必要である。なお、その際、地方自治体を含め児童養護施設、適応指導教室、フリースクール、NPO等と連携することが重要である。さらに、当該事業の一つである青少年教育指導者の養成及び資質の向上の研修は、公立施設等の青少年教育施設職員をはじめ、学校教職員や青少年団体指導者、関係行政機関職員に対し、効果的な研修事業を広域的に実施することで、青少年の健全育成を担う重要な役割を果たしている。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 当該事業を廃止した場合、上記の役割を担う主体が無くなるおそれがある。また、民営化した場合、利益優先による事業展開となり、国の政策課題に対応した事業等が実施されないおそれがある。			

	【他法人等への移管、一体的実施した場合の問題点】 機構は、体験活動プログラムの開発や体験活動の有効性の検証などの青少年教育における実践的な研究を行う国内唯一の機関であり、他法人等に移管するメリットはない。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 当該事業は、当法人が実施している他の事業と類似性がなく、統合した場合のメリットは無いが、企画事業で開発した体験活動プログラムを研修支援事業で活用するなど、他の事業と有機的な連携を図りつつ、実施しているところである。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	②研修支援事業			
事務及び事業の概要	青少年及び青少年教育関係者の多様で主体的・効果的な学習活動を促進するため、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言等の教育的支援を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	機構本部教育事業部＋各地方施設の常勤職員数 475人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成23年度から全面実施となる新しい学習指導要領には、体験活動の推進が盛り込まれたことから、学校を中心とした必要な体験活動の場の提供に努める。引き続き、利用団体の研修目的が達成できるよう、指導・助言等の質の向上を図る。 また、安全・安心な体験活動の推進を図るとともに、引き続き、活動プログラムの改善・充実に取り組む。			
備考〔補足説明〕	利用団体が自ら企画・実施する活動に対して、活動目的が達成されるよう、様々な活動プログラムや活動場所、共同生活の機会の提供、利用相談や情報提供などの教育支援を行うことで、青少年の健全な育成を担う教育施設としての重要な役割を果たしている。 今後は、新しい学習指導要領において、小学校では1週間程度の長期集団宿泊活動をすすめていることから、学校における授業時数の確保のため、体験活動の教科への位置付けなどの検討や、教員の負担軽減のための学校と施設との役割分担等について、モデル的に取り組むことが重要である。 なお、国立オリンピック記念青少年総合センターは、東京都区内に所在する国内唯一の大型研修宿泊機能を有する青少年教育施設であり、青少年教育関係団体等の全国的な指導者研修が実施されるなど、中核施設としての役割を果たしている。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 昨今、公立の青年の家・少年自然の家が激減しており（H14 年度：718 施設→H20 年度：516 施設）、当該事業を廃止した場合、その減少にさらに拍車がかかり、青少年の体験活動の衰退につながるおそれがある。また、公立施設が減少した分の利用者の受入を国立施設でカバーできなくなる。			

	当該事業を民営化した場合、次のことが担保されないおそれがある。 ・ 青少年の体験活動の機会均等を担保するため、体験活動の量の確保を図ること。 ・ 現在実施している生活体験やつどいへの参加等の教育的指導、直接指導や団体に出向いての事前事後指導等のきめ細やかな指導等を保証すること。 ・ 公立施設等に対して事業成果（活動プログラムの新規開発、運営手法等）を普及すること。 ・ 施設維持を理由とした利用者への経費負担を大きくしないこと。 【他法人等への移管、一体的実施した場合の問題点】 他法人等へ移管した場合、研修という表面的な目的は共通しても、活動目的を達成させるための内容・手法等は、それぞれの法人で異なるため、利用団体の目的の高い達成度が保証されない。また、利用団体のねらいに対応するためのそれぞれの法人目的に沿った専門性の高い職員の配置や、各法人の分野に専門的に対応できる部署を構築する必要があり、組織が複雑化される。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 当該事業は、当法人が実施している他の事業と類似性がなく、統合した場合のメリットは無いが、企画事業における新規開発プログラムの試行、調査研究事業での教育効果の測定といった他事業との有機的な連携を図りつつ、実施しているところである。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	③連絡協力促進事業			
事務及び事業の概要	青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進し、青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を可能とする。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	機構本部教育事業部＋各地方施設の常勤職員数 475人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	公立施設等関係団体とのネットワークを構築し、安全・安心な体験活動の推進に関する情報を収集・提供するなど、関係団体等と連携した全国的な活動を行う。 (重点化する事業例) ・「体験の風をおこそう運動」を中心とした体験活動に関する国民運動を推進する。 ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組を推進する。 ・公立施設等関係団体とのネットワークの中心としての役割を果たす。 ・安全・安心な体験活動の推進に関する情報の収集・提供、関係団体と連携した取組を充実する。			
備考〔補足説明〕	青少年教育の充実のため、国、国公立青少年教育施設、関係機関、青少年団体等は、各々の特色や専門性を生かし、相互に人的知的な情報交換・交流を深めることを通して、職員等の資質・能力を高めるとともに、プログラム開発や指導方法等の教育力を高めていく必要がある。その中で、機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育をリードし、関係機関や団体等のニーズを踏まえ、相互の連絡協力を促進して、青少年教育に関する多様なネットワークづくりを推進する役割を果たす必要がある。 また、我が国全体として安全・安心な体験活動を推進するため、構築されたネットワークを通じて、事象事例や安全対策等に関する情報を収集・提供するなど全国への発信に努めることが急務である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 当該事業を廃止した場合、上記の役割を担う主体が無くなるおそれがある。また、民営化した場合は、上記の役割が十分に果たされないおそれがある。 【他法人等への移管、一体的実施した場合の問題点】 全国の青少年教育施設、民間事業者等の関係機関・団体の全国的な規模での連携を図り、我が国の青少年教育をリードし推進する役割は、機構以外に担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。			

	【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 当該事業は、当法人が実施している他の事業と類似性がなく、統合した場合のメリットは無いが、他の事業を実施する中で構築された協力体制を当該事業で一層発展させるなどしている。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	④調査研究事業			
事務及び事業の概要	青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,222 百万円の内数 円 (△23 百万円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	機構本部教育事業部＋各地方施設の常勤職員数 475人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	学術的に体験活動の効果について明らかにするなど、我が国の青少年教育の振興のための政策立案に必要な調査研究を行う。 (重点化する事業例) ・ 青少年教育施設における集団宿泊活動の教育効果を検証する。 ・ 「生きる力」の育成に体験活動が及ぼす効果について検証する。 ・ 発達段階に応じた体験活動カリキュラムを開発する。			
備考〔補足説明〕	青少年教育の充実のため、国の青少年教育施策や動向、青少年を取り巻く課題や状況の変化等を踏まえ、全国の青少年教育指導者や関係者の教育活動を支援する実践的な調査研究を実施する必要があるとともに、ナショナルセンターとして国への政策提言ができるような調査研究を実施する必要がある。 また、子どもの各年齢期における体験とそれを通じて得られる資質・能力（体験力）について、具体的に明らかにするとともに、児童養護施設で生活する子どもや不登校、ひきこもり等の課題を抱えた子どもに対する体験活動の有効性や効果について研究するなど、我が国が推進している体験活動の必要性を示していくことが重要である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 当該事業を廃止した場合、上記の役割を担う主体が無くなるおそれがある。また、民営化した場合は、利益重視の観点から、上記の調査研究が実施されないおそれがある。 【他法人等への移管、一体的実施した場合の問題点】 機構で実施している調査の規模の大きさ、調査票の回収率の高さ、調査に係る膨大な作業といった点を考慮すると、同条件で他法人が独自で実施するには時間的にも経済的にも大変厳しいと考えられる。			

	【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 当該事業は、当法人が実施している他の事業と類似性がなく、統合した場合のメリットは無いが、調査研究事業で開発した効果測定アンケートを研修支援事業の教育効果の測定に用いるといった他事業との有機的な連携を図りつつ、実施しているところである。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	⑤子どもゆめ基金事業			
事務及び事業の概要	青少年教育に関する団体が実施する子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動に対して、助成金を交付する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,300 百万円の内数 円 (0 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,300 百万円 (0 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	機構本部子どもゆめ基金部職員数 13人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	体験活動や読書活動の振興を図るため、当該活動を行う団体に対する助成を行うとともに、その成果の把握に努める。 助成事業の審査において、一層の透明性を確保するとともに、審査情報の開示に引き続き取り組む。 各種広報等を通じ、民間からの寄附拡大の取組を積極的に行う。			
備考〔補足説明〕	基金事業には、毎年 3,000 件近い申請があり、うち 4 分の 3 は法人格を持たない草の根的な民間団体である。このような財政基盤の弱い民間団体の活動に対して、非常に有効に機能している。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 草の根レベルの自然体験や社会奉仕体験等の体験活動や、子どもの読書活動の振興を図る活動への財政的支援が無くなると、参加者である子どもへの負担の増加や民間の諸活動の低下につながり、基金設立の目的が果たされないことになることから、廃止することはできない。 また、助成事業の実施に当たっては、公平性・公正性を確保する必要があることから、公的機関において実施する必要があり、民営化することはできない。 【他法人等への移管、一体的実施した場合の問題点】 基金事業を我が国の青少年教育のナショナルセンターである当法人が行うこととしたのは、近年の社会情勢を踏まえ、子どもの健全育成のために確実に実施することが必要との政策判断によるものであり、年間 3,000 件近い申請規模の当該事業を実施するのに適当な青少年教育関係の法人は他に存在しない。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 基金業務は、他の事務及び事業とは、関連性が薄く性質を異にしていることから、統合することはできない。			

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	事業の重点化及び効率化を行うことにより、当該事業に係るコストは減少することとなるが、具体的な金額の算出に当たっては詳細な検討を必要とすることから、行政サービスコストに与える影響を現時点で示すことは困難である。
---	---

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横１．（２））	事務事業実施主体の見直し（横２．（１））	重複排除・事業主体の一元化等（横２．（２））
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし。	青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、国立青少年交流の家、自然の家については、文部科学省と連携し、自治体・民間への移管に取り組む。〔事業仕分け第１段：自治体・民間への移管〕 また、並行して、公立施設等におけるニーズや普及状況等を踏まえ、真に担うべき事業にさらに精選・重点化する中で、公立施設等で実施可能な事業は廃止する。	該当なし。
備考〔補足説明〕	当法人では、東京事務所、海外事務所等は設置していない。	事業仕分けの結果を踏まえ、「青少年教育のナショナルセンターの役割を果たしつつ、諸条件が整ったところから順次、自治体・民間への移管準備に着手する」という対応方針を決定しているところである。	平成１８年４月１日に、青少年関係の３つの独立行政法人を統合し、当法人が設立された。

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	該当なし。		
備考〔補足説明〕	当該法人は非特定独立行政法人である。		

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、国立青少年交流の家、自然の家については、文部科学省と連携し、自治体・民間への移管に取り組む。〔事業仕分け第 1 段：自治体・民間への移管〕 また、並行して、各施設の不用資産の処分などを行い、資産のスリム化を図る。	随意契約が可能な範囲等については、当法人の契約事務取扱規則において国の基準と同様に定めているが、随意契約については、原則一般競争入札に移行し、1 者応札とならないよう、競争性を確保する。	引き続き受益者負担の在り方を検討するなど、自己収入の拡大を図る。 【整理合理化計画：外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成 20 年度内に策定する。】
備考〔補足説明〕	事業仕分けの結果を踏まえ、「青少年教育のナショナルセンターの役割を果たしつつ、諸条件が整ったところから順次、自治体・民間への移管準備に着手する」という対応方針を決定しているところである。	随意契約見直し計画は、その目標を既に達成しており、平成 21 年 7 月に策定した「一者応札、応募に係る改善方策」を踏まえ、取組を実施しているが、引き続き契約の適正化に努める。	独立行政法人整理合理化計画を受けて、平成 20 年度に策定した目標において、次期中期目標期間の最終年度となる平成 27 年度までには、平成 19 年度と比較し 30%増となる 1,540 百万円の自己収入を確保することとした。

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横３．（１））	事業の審査、評価の見直し（横３．（２））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	引き続き、国家公務員の給与体系に準じた取り扱いを行っていく。 機構の本部及び各教育拠点の役割を見直し、適切な人員配置に努める。 また、自治体・民間への移管を円滑に進めるため、自治体や民間からの所長等の登用を積極的に実施する。	事業実施に当たっては、必要に応じて外部有識者を交えた委員会を設置し、事業の実効性が上がるよう取り組むとともに、子どもゆめ基金の助成事業の審査においては、外部有識者の審査委員会を設けており、引き続き、対外的な透明性を確保する。 また、機構の業務運営に関して外部から適正な意見を聴くため、外部有識者からなる運営諮問委員会を設置するとともに、業務実績に関する評価を行うため、外部有識者からなる評価委員会を設置しており、引き続き、その取り組みを行う。	業務の民間委託に当たっては、複数年契約や包括契約を一層推進し、経費の削減に努める。 青少年交流の家等の管理運営業務全般の民間委託を検討する。
備考〔補足説明〕	役職員の給与体系・給与水準については、「一般職の職員の給与に関する法律」等の国家公務員の給与体系に準じて取り扱っており、ラスパイレス指数は９５．６である。	事業の内部審査や評価については、これまでも外部有識者の参画を得て行ってきたところであるが、一層の公平性、公正性、透明性の確保に取り組む。	事業仕分けの結果を踏まえ、民間移管に向けた試行的な民間委託を実施し、民間移管の妥当性について検証する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立女性教育会館			府省名	文部科学省	
沿 革		昭和 52 年 7 月 文部省の附属機関として国立婦人教育会館が設置される。 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立女性教育会館 設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 1 月～平成 18 年 3 月 第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（2 人）	2 人（0 人）	2 人（2 人）	2 3 人		1 3 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	7 5 2	8 4 1	6 4 5	6 3 0	5 9 0	5 6 8
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	7 5 2	8 4 1	6 4 5	6 3 0	5 9 0	5 6 8
	うち運営費交付金	6 6 9	7 2 4	6 4 5	6 3 0	5 9 0	5 6 8
	うち施設整備費等補助金	8 3	1 1 7	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		8 4 3	9 3 5	7 4 4	7 3 2	6 9 7	6 8 7
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		0	2	1 2	2 0		
発生要因 見直し案		予算よりも収入増であったことと経費の効率化を徹底したことによる執行残である。					
		なし					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		0	0	5	5		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		8 6 8	1 0 2 9	8 8 1	7 4 3	(見込み) 7 3 1	(見込み) 7 0 9
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		利用率の向上と料金改定（平成 23 年 3 月より）による収入増に加え、保有資産の見直し等を行うことなどにより、経費の削減を図る。					
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 21 年度実績）		・ 一般管理費効率化 : 平成 21 年度 84%（中期目標期間中の目標値：85%を達成済） ・ 業務経費効率化 : 平成 21 年度 92%（中期目標期間中の目標値：95%を達成済） ・ 人件費削減状況 : 平成 21 年度 92%（中期目標期間中の目標値：95%を達成済）					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案①

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	1. 基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上			
事務及び事業の概要	全国各地で男女共同参画及び女性教育を推進するための活動に携わる地方公共団体等の基幹的指導者に研修を行い、その資質・能力の向上を目指すとともに、学習プログラムの開発・普及を図る。 ① 基幹的指導者に対する男女共同参画及び女性教育を進めていく際に必要な総合的な知識等に関する研修の実施 ② 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 地方公共団体や民間団体等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者の研修等を行う唯一の機関として、地方公共団体、女性関連施設、女性団体等の基幹的指導者に対して、高度なマネジメント能力等、より専門性の高い研修等を実施するなど、男女共同参画・女性教育に係るより専門性の高い人材育成の機能を強化する。 ② 近年、大学は、社会人・職業人として自立できる人材を育成し、社会に送り出す役割を担っているだけでなく、地域の知の拠点としても重要な役割を担っている。社会、地域に大きな影響を与える大学において、男女共同参画が推進されるよう、大学の意思決定機関等の教職員を対象とした研修を新たに実施する。			
備考〔補足説明〕	① 男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」(平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定)では、国は地方公共団体や民間団体等における取組への支援を行い、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、有機的に連携して取り組むことが必要であるとしている。当法人は、地方公共団体、民間団体等の男女共同参画及び女性教育の推進に係る基幹的指導者の研修等を担う唯一の機関であり、ナショナルセンターとして果たすべき役割の必要性はますます高まっていることから、当該機能は強化すべきと考える。 ② 大学設置基準等において、「社会的・職業的自立に関する指導等」が位置付けられ、平成 23 年 4 月から施行されることとなっている。平成 22 年 5 月「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(第 2 次審議経過報告)」において、「男女共同参画社会の実現に向け、学生・生徒を取り巻く経済社会的環境は変化している。このような変化に対応できるよう、意識改革も含めたキャリア教育が重要である。」と記載されている。キャリア教育のように、人材を育成し、社会に人材を送り出すという役割だけでなく、大学は地域の			

	知の拠点として、例えば、地方公共団体の審議会等に委員として参画するなど、地域の男女共同参画推進に影響を与える重要な役割を果たしている。近年、男女共同参画を推進する担当組織を設置する大学が増えているが、これらの担当者の研修機会は少なく、ニーズも高いことから、大学の意思決定機関等の教職員を対象とした研修を新たに実施する必要がある。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、上述したとおり、男女共同参画及び女性教育に係る基幹的指導者の人材育成を担う主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり、これらの事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 「2. 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及」と整理統合することは可能と考える。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案②

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	2. 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及			
事務及び事業の概要	喫緊の課題に関する先駆的・モデル的調査研究を行い、参加型の実践的な研修の実施や、研究者、行政関係者、女性団体等指導者の交流の機会を通じて普及を図る。 ① 喫緊の課題に関する調査研究の実施、成果をもとにした学習プログラム開発、参考資料の作成 ② 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題を担当する指導者に対する先駆的・モデル的研修の実施 ③ 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 新成長戦略において、女性の能力を発揮する機会を増やす環境を抜本的に整備し、男女共同参画社会の実現を推進することが明記されており、女性の能力発揮は喫緊の課題となっている。女性は男性に比べ、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動に従事している者の割合が高く、「公」を補完する役割をこれまでも担ってきた。これらの社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を行い、新領域の取り込みによる有効な公共づくりへの支援を行う。この中で、家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など多面的な地域活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等も行う。 ② 喫緊の課題である配偶者からの暴力、人身取引等人権にかかわる課題の解決に向けた専門的な研修を引き続き実施する。 ③ 交流機会の提供については、研究者、行政関係者、女性団体等指導者に加え、大学職員、NPO、企業や、次世代の男女共同参画・女性教育を担う大学生等も対象とし、交流機能の強化を図る。			
備考〔補足説明〕	① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来に伴う労働力人口の減少の中で、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性の活躍促進が不可欠である。国や地方公共団体だけでなく、市民、NPO、企業等が協働する「新しい公共」分野においては、これまで地域活動等を中心的に担ってきた女性の更なる活躍や、これまで能力がありながら、それを発揮する機会に恵まれなかった女性の活躍が期待される。女性がこれまで担ってきた社会活動を「新しい公共」という観点から再評価するとともに、ソーシャル・ビジネスとして経済的な自立が可能となるような人材育成のプログラムを開発し、研修等を通じて普及することが必要である。また、作成したプログラムを応用し、家庭教育等を始めとする男性の社会活動を促進し、家庭教育を支える行政、学校、子育て支援団体等の地域ネットワークを構築するなど、「新しい公			

	共」の担い手を育成することも必要である。さらに、各地域で「新しい公共」の担い手をそれぞれが育成できるよう、実践的な研修を企画・遂行できる人材の育成に向けた調査研究を実施する必要がある。これらに取り組むことで、新たな領域を取り込んだ有効な公共づくりを支援する。 ② 配偶者からの暴力、人身取引等は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。近年、これらの問題は、ますます複雑化、多様化しており、この問題に関わる者には高度な専門性と幅広い知識、グローバルな視点等、高い資質・能力が求められている。これらのニーズに対応するため、課題解決に有効な専門的研修を実施する必要がある。 ③ 平成 22 年 6 月に「新しい公共」円卓会議から出された「新しい公共」宣言では、「「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。」と明記されている。研究者、行政関係者、女性団体等指導者、大学職員、NPO、企業、学生等による交流は、「新しい公共」を作る協働の場となり得る。特に、男女共同参画が進んでいない分野である企業を対象とすることで、企業の男女共同参画を推進する。交流を行うに当たっては、参加者の自発的な交流を促すだけでなく、当法人が喫緊の課題の解決に向け、多様な主体が連携協力し、新たな取組が発生するような仕掛けを作ることで、「新しい公共」を生み出すことが可能となる。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、喫緊の課題に対応した研修、調査研究を担う主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 上述のとおり、これらの事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 「1. 基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上」と整理統合することは可能と考える。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案③

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	3. 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等			
事務及び事業の概要	地域では取り組むことが困難な全国的な調査研究等を行い、調査研究の成果や資料・情報の提供等を行う。 ① 地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供 ② 男女共同参画及び女性・家庭・家族に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、利用しやすいポータルとデータベースの構築・提供 ③ 女性アーカイブの構築			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎的な統計は、地方公共団体等が施策を推進する上で活用されており、これらの統計データの収集・整理を行う唯一の機関として当該機能をさらに強化するとともに、ホームページや地域共同リポジトリ等を通して広く普及する。 ② 近年、女性の働き方・生き方は多様化し、自らが直面する問題やその問題解決に向けた支援等に関する学習の需要が高まるとともに、自分にとって必要な情報を活用する能力を持つことが重要となってきた。当法人に蓄積された膨大な情報の中から、自らが求める情報を選択し活用するための学習ツールを開発し提供する。さらに、これらの全国の学習者の相互交流を行うことで、学習ツールの改善につなげる。 ③ 女性アーカイブを構築する唯一の機関として、男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性に関する史・資料の収集をさらに充実する。また、アーカイブに関する専門的な研修を実施し、全国の女性アーカイブにかかわる個人・機関とのネットワークを形成し、全国的に女性関連史・資料の保存を推進する。			
備考〔補足説明〕	① 男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定）においては、施策の基本的方向として、「男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査の実施や、業務統計を含めた統計情報等の収集・整備・提供を充実する。」と記載されている。調査研究の成果の活用をより促進するため、収集・整理した統計資料等については、ホームページや地域共同リポジトリ等を通して国内外に広く提供する必要がある。 ② 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定）において、「人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・			

	生涯学習を推進する。」と記載されている。また、「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定）においても、多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みをつくる取組等を推進することとされ、特に、女性の生涯にわたる学習機会の充実を図ることが明記されている。現在、女性の働き方・生き方は多様化しており、特に、女子学生、働く女性、子育て中の女性は働き方・生き方の選択を迫られる。これらの女性は、自らが直面する問題やその問題解決に向けた支援等に関する情報を学習の需要が高いが、時間的制約から情報をうまく活用することが求められている。学習者が相互交流できる仕組みも同時に作り、PDCA サイクルの中で実施する。 ③ 「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定）においては、当法人に関して、「男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。」と明記されている。女性アーカイブの構築は当法人が唯一の機関であり、果たすべき役割の必要性はますます高まっていることから、当該機能は強化すべきと考える。また、地域における専門家が極めて少なく、男女共同参画に関する貴重な史・資料は散逸しているため、ナショナルセンターとしての当法人でアーカイブに関する専門的な研修を行い、全国のネットワークを構築するとともに、全国的に史・資料の保存の推進を支援する。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、調査研究の成果や資料・情報等を提供する主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 これらの事業を担う他の主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 類似の事業が無く、他の事務・事業との統合は効率的・効果的な実施に支障が生ずる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案④

法人名	独立行政法人国立女性教育会館			府省名	文部科学省																		
事務及び事業名	4. 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進																						
事務及び事業の概要	① 利用者への学習情報提供 ② 利用者の拡大への努力																						
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照		支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照																		
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照																						
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 利用者への学習情報提供について、これまで実施してきた情報提供の内容を利用者の属性（年齢、性別、利用回数、関心事項等）に応じて整理し、それらを学習素材として、ホームページ等で提供することにより、広く国民の男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進に供する。 ② 利用者拡大については、大学、企業等との連携強化を進めることで、新規利用者の拡大に努める。また、研修等に参加した者が、地域に戻って実践したことを報告し合うフォローアップのための機会を設定し、循環型の人材育成の仕組みを作ること、利用者のネットワーク促進だけでなく更なる利用拡大を図る。																						
備考〔補足説明〕	① 当法人では、利用者に対し、年齢、性別、利用回数等を踏まえた、利用者が身近に感じるような男女共同参画の情報提供を行っているが、これらの内容を系統化した学習素材を作成し、提供することは、広く国民の理解を深めるために必要である。 ② これまでも新規の利用者拡大に努めてきたが、今後は、大学、企業等との連携を強化することで、利用者の拡大を図ることが必要である。また、公務員の研修等も受け入れることで、利用者の拡大が見込まれている。さらに、過去に研修等を受けた者が、現在、地域等で活躍しており、これらの研修修了生のネットワークを構築するため、それぞれの実践を報告し、情報交換できるような会議を定期的に設け、利用の拡大を図る。このフォローアップの会議は、現場のニーズを抽出し、当法人のその後の事業に生かすなど、循環型の人材育成の仕組みを構築することになり、有用である。 ○利用実績 <table><tr><td>年 度</td><td>15 年度</td><td>16 年度</td><td>17 年度</td><td>18 年度</td><td>19 年度</td><td>20 年度</td><td>21 年度</td></tr><tr><td>利用者数（人）</td><td>107,053</td><td>116,808</td><td>129,257</td><td>143,677</td><td>152,094</td><td>163,409</td><td>158,539</td></tr></table> 注）総利用者数は平成 21 年度がインフルエンザ等により、総利用者数は減少したが宿泊者数は増えている。							年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	利用者数（人）	107,053	116,808	129,257	143,677	152,094	163,409	158,539
年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度																
利用者数（人）	107,053	116,808	129,257	143,677	152,094	163,409	158,539																

	【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、男女共同参画及び女性教育に関する情報提供、研修、交流等を実施する主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 これらの事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 類似の事業が無く、他の事務・事業との統合は効率的・効果的な実施に支障が生ずる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案⑤

法人名	独立行政法人国立女性教育会館	府省名	文部科学省
事務及び事業名	5. 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進		
事務及び事業の概要	① 女性関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① 国内の関係機関・団体等と協働して事業を実施し、連携によるより効果的な事業の実施に引き続き努め、当法人に蓄積された知見、ノウハウ等を各機関・団体等に提供することにより、女性関連施設、NPO等のネットワークの中核を担うとともに、地域における男女共同参画の推進を支援する。 ② これまで大学と協働で、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育プログラムを開発し、職業キャリアばかりでなく社会活動キャリアを含めたキャリア教育を実施してきたが、今後はさらに協働する大学数を拡大し、大学等における男女共同参画及びキャリア教育の推進を図る。		
備考〔補足説明〕	① 平成 20 年 10 月に男女共同参画会議基本問題専門調査会が取りまとめた「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」では、地方公共団体や男女共同参画センター等は、課題解決型の実践的活動を中心とする第 2 ステージへ移行することが必要とした上で、当法人の役割として、「特に、女性教育、人材育成の面において「男女共同参画センター等のセンター」としての役割が求められる。」とし、「男女共同参画センター等の間のネットワークの中核を担うとともに、地域において男女共同参画の推進を担うリーダーの育成、男女共同参画に係る調査研究の実施、国内外の男女共同参画に係る情報収集・提供等の役割を担っていく必要がある。」と指摘している。引き続き、男女共同参画センター等の女性関連施設のネットワークの中核を担うとともに、これまで以上に、各施設のニーズに応じた支援を行うことで、地域における男女共同参画の推進を支援する必要がある。具体的には、大学、学会、企業等からどのような協力を得て事業の企画・実施を行ったか、参加者のフォローアップをどのように行い、事業評価を実施し、次年度以降にどうつなげていくかなど、当法人が実践している先駆的な取組・ノウハウを地域の女性関連施設等に提供していくことが考えられる。 また、子育て支援、家庭教育、外国人女性等の支援を行う団体等との連携協力を推進し、これらのネット		

	ワーク化を図ることは、地域力を高め、持続可能な社会を築く「新しい公共」の推進を図ることとなる。 ② 大学設置基準等において、「社会的・職業的自立に関する指導等」が位置付けられ、平成 23 年 4 月から施行されることとなっている。平成 22 年 5 月「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第 2 次審議経過報告）」において、「男女共同参画社会の実現に向け、学生・生徒を取り巻く経済社会的環境は変化している。このような変化に対応できるよう、意識改革も含めたキャリア教育が重要である。」と記載されている。 また、「第 3 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方（答申）」（平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定）で、キャリア教育に関して具体的な取組において「職業におけるキャリアだけでなく、PTA や NPO、支援団体の活動など多様な社会的活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する」、「大学等に、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路・就職指導など、多様な職業選択を推進する指導を促す」旨が記載されている。 当法人は、社会活動も含めたキャリア教育についての実績があり、大学と協働して男女共同参画の視点に立った学生対象のキャリア教育プログラムを開発し、次代を担う若者に対して社会の変化に柔軟に対応できるキャリア意識と男女共同参画について教育してきた。今後はさらに実施する大学数を拡大することが必要である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 廃止した場合には、男女共同参画及び女性教育に係る国内の関係機関・団体等の中核的主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 これらの事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 類似の事業が無く、他の事務・事業との統合は効率的・効果的な実施に支障が生ずる。
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案⑥

法人名	独立行政法人国立女性教育会館	府省名	文部科学省
事務及び事業名	6. 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進		
事務及び事業の概要	① 男女共同参画及び女性教育に関する国際協力・連携に資する研修の実施 ② 海外の研究者や行政関係者・女性団体等指導者との交流及び研究機関・女性関連施設等との連携、相互の研究 成果の交換・活用 ③ 地球規模の課題に資する調査研究の実施、学習プログラム・参考資料の作成		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	別紙 1 参照	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	別紙 2 参照		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	① アジア太平洋地域等の開発途上国の行政・教育担当者等を対象とした研修については、研修参加者のつながり を一層強化し、当法人を中心としたネットワークを作り、研修終了後も双方向の情報交換・議論等を行い、そ の中から調査研究を協働するなどの発展的な事業を実施する。 ② これまで人身取引を中心として調査研究を行ってきたが、今後はこれまでの調査研究の成果を踏まえ、より広 い概念である「外国人女性」に焦点をあて、暴力、子どもの教育、生活上の困難等への支援に資するような高 度で専門的な調査研究を実施する。		
備考〔補足説明〕	① アジア太平洋地域等の開発途上国の行政・教育担当者等を対象とした研修は、毎年の受入人数は限度があるこ とから、事業の成果を効果的に広く普及していくことを念頭に、研修終了後の参加者へのフォローアップを強 化することが必要である。参加国での研修成果の普及を図るとともに、参加者が共同して調査研究を実施する などの発展的な事業の展開により、最小のインプットで最大のアウトプットを得ることが可能となる。 ② 我が国においては、グローバル化の進展に伴い、外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以 降急増しているが、その 8 割は夫が日本人で妻が外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持 つ子どもも増加している。「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」（平成 21 年 7 月 23 日男女共同参画会議決定）においては、外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域 における孤立などの困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれていることを指摘し、 その状況に応じた支援を進めることを必要としている。これまで、当法人が行ってきた人身取引に関する問題 は、日本に居住する外国人女性の問題と重なる部分が多い。これまでの成果を踏まえ、調査研究の対象層を「外 国人女性」に拡大し、実態を踏まえた支援に資するような調査研究を実施する。 【廃止又は民営化した場合の問題点】		

	① 廃止した場合には、男女共同参画及び女性教育に係る国際貢献を担う主体がなくなり、国の男女共同参画・女性教育施策を推進する上で障害となる。 ② 民営化した場合には、これら事業は収益が上がるものとは言えず、実施されなくなるおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 これらの事業を担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 類似の事業が無く、他の事務・事業との統合は効率的・効果的な実施に支障が生ずる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案①

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1. （２））	事務事業実施主体の見直し（横 2. （１））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2. （２））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）				
備考〔補足説明〕	当法人では、支部・事業所等は設置していない。	会館で実施する事業は、地域リーダーなど公共を担う人材の育成であり、採算が合わないため、民間では実施不可能と判断されることから、引き続き当法人が実施する。	我が国で唯一の女性教育のナショナルセンターとして、地方や民間では実施困難な先駆的専門的な研修、全国規模・地球規模の調査研究を実施しており、その成果を地方公共団体や女性団体、大学等へ還元していることから、引き続き当法人が実施する。	

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案②

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	人員配置の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		既に人員削減を実施しているが、今後は外部有識者の活用、従来のセクションにとらわれないチーム編成を行うなど、人員配置の見直しを行い、少人数による効率的な事業運営を行う。		
備考〔補足説明〕	平成 18 年に非公務員化。	職員数は平成 17 年の 28 人から、平成 21 年には 23 人に削減 (17.9%の減)。		

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案①

法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	設置時より埼玉県から借り受けている会館の敷地の面積を見直し、敷地の一部を返却することで土地借料の削減を図る。 【整理合理化計画：Ⅲ. 1(2)①保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進】	入札可能なものはすべて競争性のある契約に移行済みであるが、それらの契約についても引き続き入札を実施するとともに、今後新たに契約する際も入札可能な内容の契約についてはすべて入札を実施する。 【整理合理化計画：Ⅲ. 1.（1）①独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等によることとする。】	平成 23 年 3 月利用分より利用料金を改定し、自己収入の拡大を図る。また、次期中期目標期間中に宿泊室利用率 55%の達成を目指し、宿泊施設・研修施設の利用率を向上させる。	
備考〔補足説明〕	埼玉県との交渉は難航しているが、必要な敷地以外は返却し、次期中目期間中には大幅な経費削減を図る。	随意契約の縮減を図り、一般競争入札を進めた結果、土地借料、水道料、後納郵便料金を除き、入札可能なものについては、すべて入札を実施している。	平成 23 年 3 月利用分からの利用料金改定については、女性教育会館のホームページで周知している。	

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案②

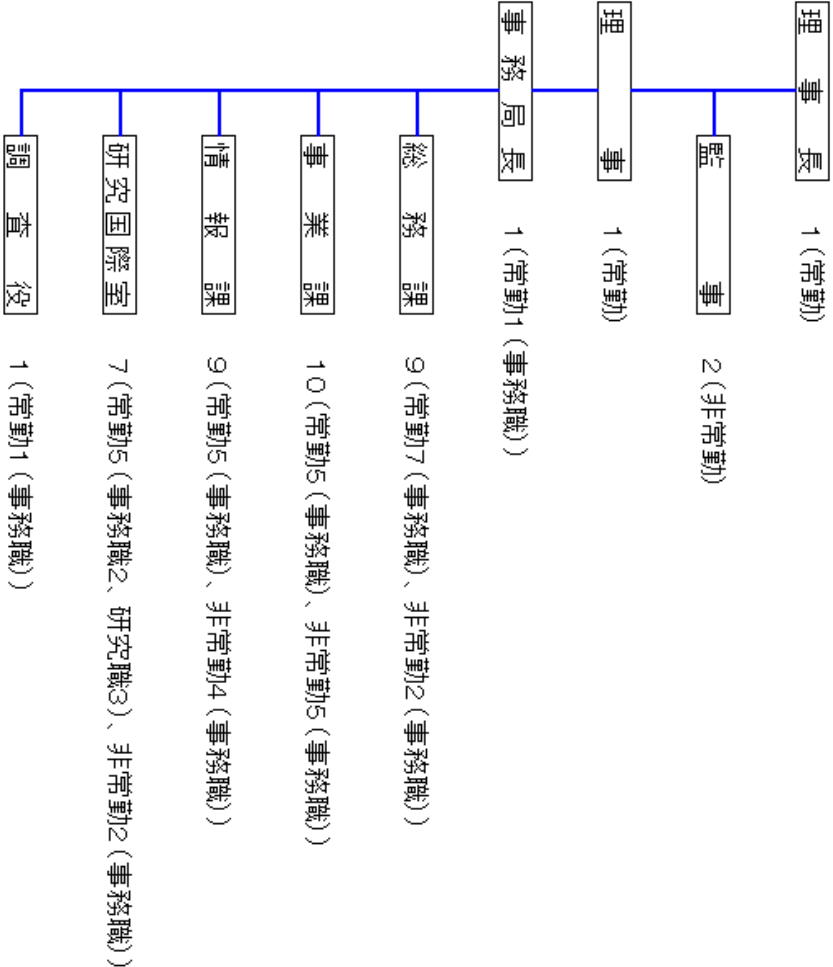
法人名	独立行政法人国立女性教育会館		府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	土地（埼玉県からの借地）面積や運動施設の見直し（プール及び運動場の廃止、テニスコートの大幅縮減）等により、更なる施設維持管理費の縮減を図る。	外部評価委員会による評価、「監事監査規程」に基づく、2名の監事による監査を引き続き実施する。	外部業者に委託できるものについては全て実施済み。今後新たに委託できるものがあれば引き続き、外部委託を実施する。 【整理合理化計画：Ⅲ. 1.（3）官民競争入札等の積極的な導入を推進】	
備考〔補足説明〕	プール施設の運用休止、ダイヤルイン化による電話交換業務停止により、施設維持管理費の縮減を実施している。また、業務の効率化を進め、人員の削減を実施している。職員数は平成 17 年の 28 人から、平成 21 年には 23 人に削減（17.9%の減）。	外部評価委員による評価は平成 13 年度より実施している。平成 13 年度に「監事監査規程」を策定し、2名の監事による監査を実施している。	宿泊施設使用料の収納業務については平成 13・14 年度に段階的に、研修棟及びプール監視業務に係る受付・案内業務については平成 14 年度に、全般的な窓口業務については平成 15 年度に外部委託を実施している。	

別紙 1

予算額 (単位：百万円)

区 別	平成 22 年度	平成 23 年度
収入		
運営費交付金	5 9 0	5 6 8
施設整備費補助金	1, 6 7 3	0
入場料等収入	1 0 2	1 1 4
受託収入	5	5
計	2, 3 7 0	6 8 7
支出		
業務経費	3 9 9	3 9 5
うち研修関係経費	3 3 5	3 3 1
うち調査・研究関係経費	1 7	1 7
うち情報関係経費	4 7	4 7
施設整備費	1, 6 7 3	0
受託経費	5	5
一般管理費	2 9 3	2 8 7
計	2, 3 7 0	6 8 7

独立行政法人国立女性教育会館機構図(平成22年1月1日現在)



1. 基幹的な女性教育指導者等の資質・能力の向上：主として事業課及び研究国際室
2. 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する喫緊の課題に係る学習プログラム等の開発・普及：主として事業課及び研究国際室
3. 男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する調査研究の成果や資料・情報の提供等：主として情報課及び研究国際室
4. 利用者への男女共同参画及び女性教育に関する理解の促進・利用の促進：全職員
5. 女性教育関連施設等男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する国内の関係機関・団体等との連携協力の推進：全職員
6. 男女共同参画及び女性教育に関する国際貢献、連携協力の推進：主として研究国際室

なお、主催事業の実施日は理事長・理事も含めた全職員体制で運営

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立科学博物館			府省名	文部科学省	
沿 革		明治10. 1文部省教育博物館→明治14. 7文部省東京教育博物館→明治22. 7高等師範学校附属東京博物館→大正3. 6文部省東京教育博物館→大正10. 6文部省東京博物館→昭和6. 2文部省東京科学博物館→昭和24. 6文部省国立科学博物館→平成13. 1文部科学省国立科学博物館→平成13. 4独立行政法人化					
中期目標期間		第1期：平成13年4月～18年3月(16年見直し) 第2期：平成18年度～22年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4人（2人）	2人（0人）	2人（2人）	129人		108人
年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要案)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	4,458	3,222	3,125	3,120	3,044	3,392
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	4,458	3,222	3,125	3,120	3,044	3,392
	うち運営費交付金	3,244	3,222	3,125	3,120	3,044	3,392
	うち施設整備費等補助金	1,214	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		4,730	3,506	3,412	3,436	3,391	3,773
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		6	5	6	8		
	発生要因	平成21年度の8百万円のうち3百万円については、自己収入で購入した資産取得額と減価償却累計額との差額であり、現金を伴わないものである。5百万円については、経営努力により運営費交付金が節減されたものであり、現金として保有している。					
	見直し案	—					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		378	686	1,043	782		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		7,334	6,016	5,982	5,988	(見込み) 5,735	(見込み) 5,735
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		引き続き事業の効率化を図る。また、保有資産の見直しにおいては、霞ヶ浦地区については、平成22年5月の独法通則法改正案の可決成立を受けて、早期の国庫返納に向けて関係機関との協議を開始したところであり、新宿分館地区については移転経費が措置され、移転が完全に終了した後、可能な限り速やかに処分する予定である。移転経費や保有資産の処分コストが発生すること等から、現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すのは困難である。					

中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 21 年度実績）	【業務運営の効率化に関する事項】 ・ 一般管理費について、平成 17 年度と比して 5 年間で 15%以上削減という中期目標に対して、平成 21 年度で 12.52%削減を達成。 ・ 業務経費について、平成 17 年度と比して 5 年間で 5%以上削減という中期目標に対して、平成 21 年度で 6.80%削減を達成。 ・ 人件費について、「行政改革の重要方針(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)」を踏まえ、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除き、平成 17 年度と比して 5 年間で 5%以上の削減という中期計画に対して、平成 21 年度で 8.2%削減を達成。 【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】 ・ 論文について、展示活動への集中的な寄与などの特殊要因を除き、一人あたり年間 2 本程度の論文を発表という中期計画に対して、平成 21 年度は 3.5 本を達成。 ・ 標本資料の収集・保管について、科学博物館全体として 5 年間で 20 万点の増という中期目標に対して、平成 21 年度までの 4 年間で約 45 万点の増を達成。 ・ 5 年間で 600 万人の入館者数の確保という中期目標に対して、平成 21 年度までの 4 年間で約 700 万人の入館者数を確保。
---	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	自然史・科学技術史に関する調査研究事業			
事務及び事業の概要	自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関として、体系的に収集・保管している標本資料等に基づく実証的な研究を実施			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,392 百万円の内数 円 (348 百万 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,773 百万円の内数 円 (382 百万 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	129人(当法人では「調査研究事業」「標本資料収集・保管事業」「展示・学習支援事業」を一体的に実施しているため、全職員数を計上している)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・各研究部及び産業技術史資料情報センターを筑波に集約し、自然史・科学技術史研究の効果的・効率的な推進を図るとともに、分野を越えた横断的研究を一層推進する。 ・国内外の研究者との共同研究を推進する。 ・国家の基盤として自然史、科学技術史の研究は不可欠であり、その後継者養成を積極的に行う。 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)や国際深海掘削計画微古生物標本資料センター(MRC)の活動に引き続き取り組む。MRCにおいては、国内の大学と連携して微化石等の組織的収集を図り、環境変動の解明に寄与する。 ・OECD 科学技術政策委員会グローバルサイエンスフォーラムで提唱された国際科学コレクション機構(SciColl)への参加協力を検討する。 ・研究成果について、学会等を通じた発表はもとより、展示や学習支援活動を通して社会に発信し、国民の科学研究理解の推進を図る。			
備考〔補足説明〕	・国立科学博物館は我が国の自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関である。地球や生命、科学技術に関する知識と理解を深めるとともに、多様な科学研究の発展や技術革新の基礎をなす源泉として、自然史、科学技術に関し、大学等では実施が困難な標本資料に基づく実証的研究を継続的・安定的に推進することが求められている。 ・また、中核的研究機関として、国内外との共同研究、後継者の養成に取り組むとともに、標本資料等を通じた国際的な共同プロジェクトである地球規模生物多様性情報機構、国際深海掘削計画微古生物標本資料センター、国際科学コレクション機構と連携して、国際連携を強化することが必要である。 ・なお、調査研究の成果については、研究者自ら積極的に社会に発信し、国民の科学研究理解の推進を図ることが求められている。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ・自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関であり、また大学等では実施が困難な標本資料に基づく実証的			

	な研究を推進している。 ・ 廃止した場合には、我が国の自然史，科学技術史研究の推進に重大な影響が出る。国際的にも，自然科学分野の我が国のナショナルミュージアムを失うこととなり，国際交流や共同研究が沈滞することとなる。 ・ 収益性がなく，民営化した場合には，自然史，科学技術史研究が行われないおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 ・ 他に担う主体がないことから，当該措置を講ずることは困難である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	産業技術史資料情報センターの研究機能が移転し，現在の賃貸借契約を解除することにより，年間約 18 百万円の賃貸借料の削減を図る。また，各研究部及び産業技術史資料情報センターを筑波に集約することにより，調査研究の効果的・効率的な推進を図ることとするが，現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すのは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	標本資料収集・保管事業			
事務及び事業の概要	調査研究に裏付けられた標本資料をナショナルコレクションとして収集・保管し、内外の研究や展示等の利用に供するとともに、将来世代へ継承する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,392 百万円の内数 円 (348 百万 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,773 百万円の内数 円 (382 百万 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	129人(当法人では「調査研究事業」「標本資料収集・保管事業」「展示・学習支援事業」を一体的に実施しているため、全職員数を計上している)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・コレクションポリシーに基づき、自然史分野については、日本国内及びアジア太平洋地域等関連地域において、内外の博物館等研究機関と連携して標本資料の収集を積極的に進める。特に生物分野に関しては、分子系統解析等の研究手法の進展に対応し、抽出 DNA と組織標本を統合的に保管するコレクションの構築を引き続き進めるとともに、絶滅危惧種等の資料の保存の在り方について検討する。科学技術史分野については、近代以前から現代までの我が国の科学技術・産業技術の歩みを物語る資料の収集を積極的に進める。 ・標本資料の収集・保管を効率的に進めるため、標本資料統合データベースを活用して、充実すべき分類群や地域に焦点を置いた戦略的なコレクション構築を図るとともに、新収蔵庫も活用した効率的なコレクション保管体制を構築する。 ・Y S - 1 1 については、定期的に公開の機会を設けるとともに、恒久的な保存・公開の在り方について検討する。 [事業仕分け第2弾(前半): 資料収集・保管(特に、Y S - 1 1 の所蔵保管)] ・自然史・科学技術史に関するナショナルセンターとして、国内の関連機関と連携して自然史標本情報検索システムの運用、科学技術史資料の所在調査とデータベースの運用に引き続き取り組むとともに、新たに標本資料に関わる機関や学芸員等のデータの集積及び提供を開始する。 ・大学や地方の博物館等で保管が困難となった資料について、他の博物館とも連携して、受入のためのセーフティネットを構築し、国民の共有財産であるナショナルコレクションの構築に努める。			

備考〔補足説明〕

- ・国立科学博物館は自然史・科学技術史に関する中核的研究機関，主導的な博物館として国内最大の約 400 万点の標本資料を登録・保管している。これらの標本資料は人類共有の財産であり，自然科学の様々な分野の基礎資料として国内外の研究機関や博物館の利用に供し，適時に展示等により一般に公開するとともに，将来に継承していく。しかし，当館の標本資料数は欧米の主要な科学系博物館と比べ，格段に少ないこと等から，積極的に標本資料の収集・保管・将来への継承に努めることが必要である。

標本資料数：国立科学博物館 3,937,748 点(21 年度末)

(英国)自然史博物館 約 7,000 万点

(仏国)国立自然史博物館 約 9,000 万点

(米国)国立自然史博物館 約 1 億 2000 万点

- ・Y S-11については，平成 22 年度から見学会等の機会を設定するとともに，館内にプロジェクトチームを設置し，今後の保存・公開について検討を開始している。
- ・また，我が国のナショナルセンターとして，国民の共有財産であるナショナルコレクション構築のため，国内の博物館等が保管する標本資料の保存・活用と将来への継承を促進する必要がある。

サイエンス・ミュージアムネット自然史標本情報検索システム参加館：39 博物館 6 大学(21 年度末)

産業技術史資料共通データベース参加館：58 館(21 年度末)

【廃止又は民営化した場合の問題点】

- ・自然史及び科学技術史に関する中核的研究機関，主導的な博物館であり，国内最大の約 400 万点の標本資料を保管している。
- ・廃止した場合には，我が国の自然の姿や科学技術の歩みを物語る資料の体系的収集が行われなくなる。さらに，現在保管している資料を管理し，将来に継承する機能が失われて，散逸・滅失するおそれがあり，自然科学等に関する多様な研究や国民の学習に重大な影響を及ぼす。国際的にも，自然科学分野の我が国のナショナルミュージアムを失うこととなり，国際交流や共同研究が沈滞することとなる。

	・収益性がなく，民営化した場合には，収集・保管が行われないおそれがある。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 ・他に担う主体がないことから，当該措置を講ずることは困難である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	標本資料統合データベースや新収蔵庫を活用して，効率的な標本資料の収集・保管を図るが，現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すのは困難である。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	展示・学習支援事業			
事務及び事業の概要	生涯を通じた国民の科学リテラシーの向上を図るため、博物館ならではの展示・学習支援活動により、調査研究及び標本資料の収集で得られた知的・物的資源を社会に還元する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,392 百万円の内数 円 (348 百万 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,773 百万円の内数 円 (382 百万 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	129人(当法人では「調査研究事業」「標本資料収集・保管事業」「展示・学習支援事業」を一体的に実施しているため、全職員数を計上している)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・我が国の主導的な博物館として、引き続き国民の科学技術リテラシーの涵養を図る展示・学習支援活動を実施する。 ・展示においては、日本全体を視野に入れた国立の科学系博物館としてふさわしいもの、研究成果を適時・的確に反映するなど自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに引き続き重点化する。また、学習支援活動においては高度な専門性を活かした独自性のある事業、専門性の高い研究員がいることで実施可能な学会等と連携した事業、ナショナルセンターとしての先導的・モデル的な事業等、他の科学系博物館では実施困難な事業に引き続き重点化する。 ・調査研究成果を活用し、生物多様性の理解、ブラックボックス化した科学技術の理解や制御、活用等をテーマに、科学技術コミュニケーションを促進する先導的な展示を開発し、展開する。 ・展示評価の取り組みを進めるとともに、企画展の準備段階から、来館者(潜在的来館者含む)などの意見を取り入れる手法を試行的に開発し、普及する。 ・来館者の感動やコミュニケーション促進の観点から、快適な博物館環境の更なる充実を図る。また、<u>入館者サービス向上の観点から、上野本館のミュージアムショップ用地の賃貸については競争性のある契約に移行する。</u> [事業仕分け第2弾(前半):施設内店舗用地の賃借((財)科学博物館後援会等への賃借)] ・大学や研究機関が進めている研究の意義や過程、成果について普及するアウトリーチ活動を支援する。 ・展示やホームページ等について、ICT技術の進展等に対応し、利用者の目線に立った、より利便性の高いシステムを開発する。			

	・博物館教育体系のモデル的・実践的構築及びそれに基づくモデル的な学習支援プログラムの集積・発信と人材養成を行う。また、地域における学習活動の推進のため、全国の科学系博物館等のネットワークを活用し、学習支援プログラムの共有と人材の活用の促進を図る。 ・アジア・太平洋地域における先導的な役割を果たすため、当該地域の博物館との連携強化、博物館職員の交流を深める。
備考〔補足説明〕	・自然史・科学技術史に関する我が国の主導的な博物館として、国民の科学技術リテラシーの涵養を図ることを目的に展示・学習支援活動を実施することが求められている。 来館者数：1,774,179人(平成21年度) ・科学系博物館のナショナルセンターとして、生物多様性の理解、ブラックボックス化した科学技術等の社会的課題に対応するとともに、学習者の世代やライフステージ等に対応したモデル的・先導的な展示や学習支援活動の開発に取り組み、国内の科学系博物館の活動の促進を図ることが求められている。その際、全国の科学系博物館のネットワークを活用するとともに、我が国の博物館活動の発展に向けて、国際連携の強化を図ることが必要である。 展示目的の標本貸出件数：54件(平成21年度) 科博コラボ・ミュージアムの実施(展示・イベント等)：全国8箇所(平成21年度) 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ・我が国の主導的な博物館として、国内最大規模の入館者数を確保し、国民の科学技術リテラシー向上に寄与している。また、先導的な展示や学習支援活動を開発するとともに、標本資料の貸出や巡回展、学芸員対象の研修会の実施等全国の科学系博物館へ支援を実施している。 ・廃止した場合には、国民が自然科学に親しみ、理解を得る機会が減少するとともに、我が国の科学系博物館の活動に影響を及ぼすおそれがある。 ・入館料は低廉とし、特に入館者の約3割を占める高校生以下は無料としているところであり、収益性に乏しい。民営化した場合、入館料の高騰や学習支援活動の減少等により、国民の科学技術リテラシー向上に影響を及ぼすおそれがある。

	【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 ・他に担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	展示の効率的な運用とともに、先導的な展示の開発、展示評価の取組、快適な博物館環境の更なる充実等を通して、引き続き来館者の確保に取り組み、自己収入の拡大を図ることとする。なお、特別展等においては、そのテーマや実施状況等により、観覧者数が大きく変動すること等から、現時点で行政サービス実施コストに与える影響を具体的に示すのは困難である。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横１．（２））	事務事業実施主体の見直し（横２．（１））	重複排除・事業主体の一元化等（横２．（２））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	新宿分館及び産業技術史資料情報センターの研究機能を筑波地区に移転する。 新宿分館地区については、移転経費が措置され、移転が完全に終了した後、処分する予定である。産業技術史資料情報センターについては、移転が完全に終了した後、賃貸借契約を終了する予定である。			
備考〔補足説明〕	新宿分館は、施設の老朽化や耐震性の問題があり、また収蔵施設も狭隘ながら容積率が上限に達して法令上同地区に収蔵施設を増築することは不可能なため、移転することとしている。 なお、平成 20 年度補正予算において筑波地区への収蔵庫の増築が、平成 21 年度補正予算において研究棟の増築に関する予算が認められ、現在建設を進めているところである。	○自然史・科学技術史に関する調査研究 収益性がなく、民営化した場合には、自然史、科学技術史研究が行われなくなり、我が国の自然史、科学技術史研究の推進に重大な影響を及ぼすおそれがある。 ○標本資料収集・保管事業 収益性がなく、民営化した場合には、我が国の自然や科学技術の歩みに関する資料の体系的収集が行われなくなるおそれがある。また、現在保管している資料を管理し、将来に継承する	他に担う主体がないことから、当該措置を講ずることは困難である。	

		機能が失われて、散逸・滅失するおそれがあり、自然科学等に関する多様な研究の推進や国民の科学リテラシー向上に重大な影響を及ぼす。 ○展示・学習支援事業 入館料は低廉とし、特に入館者の約3割を占める高校生以下は無料としているところであり、収益性に乏しい。民営化した場合、入館料の高騰や学習支援活動の停滞等が発生し、国民が自然科学に親しみ、理解を得る機会が減少するとともに、我が国の科学系博物館の活動に影響を及ぼし、国民の科学リテラシー向上に影響を及ぼすおそれがある。	
--	--	--	--

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	組織体制の整備		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	措置済み。	研究推進課と筑波地区事務部を統合し、研究支援機能の充実を図る。調査研究活動を推進するため、効果的な研究組織の在り方について検討を行う。		
備考〔補足説明〕		筑波地区に研究部が集約することから、研究支援機能を持つ研究推進課と筑波地区事務部を統合し、研究支援機能の更なる充実を図るため。また、研究部が集約することによる効果を高めるため。		

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立科学博物館		府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	<u>霞ヶ浦地区を処分することとし、早期の国庫返納に向けて、関係機関と協議中である。また、新宿分館地区については、移転経費が措置され、移転が完全に終了した後、処分する予定である。</u> 【霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う】	<u>上野本館のミュージアムショップ用地の賃借については、入館者サービス向上の観点から競争性のある契約に移行する。</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）：施設内店舗用地の賃借（（財）科学博物館後援会等への賃借）〕	<u>入場料収入の確保に努めるとともに、科学研究費補助金その他の外部資金の獲得に努める。</u> 【外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成 20 年度内に策定する】	
備考〔補足説明〕	保有資産の有効活用を図るため。	平成 23 年度からの出店について、平成 22 年度に企画競争を実施する予定である。	自己収入の増大による運営の充実により、国民に対するサービスの向上を図るため。	

法人名	独立行政法人国立科学博物館	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	給与体系は国家公務員に準拠しているところであり、引き続き給与水準適正化への対応を実施する。	<u>外部研究者を交えた研究評価委員会により、研究計画の妥当性の検討、研究の進捗状況の把握、研究成果の評価を行い、調査研究活動の効果的な推進を図る。</u> 【特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成 20 年度内に、その具体的在り方について結論を得る】	民間競争入札により事業を実施している国立科学博物館の施設管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。 【国立科学博物館の施設管理・運営業務（展示業務の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成 20 年度末までに結論を得る】
備考〔補足説明〕		効果的、効率的に調査研究を推進するため。	サービスの質の向上と効率的な事業運営を図るため。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立美術館			府省名	文部科学省	
沿 革		昭 27.12 国立近代美術館 →昭 42.6 東京国立近代美術館 昭 38.3 国立近代美術館の分館 →昭 42.6 京都国立近代美術館 昭 34. 6 国立西洋美術館 昭 52.10 国立国際美術館					
		平 13.4 独立行政法人国立美術館					
		平 19.1 国立新美術館					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月 第 2 期：平成 18 年度～平成 22 年度					
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人（2 人）	3 人（0 人）	2 人（2 人）	119 人		116 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	6,779	13,117	14,760	16,762	12,558	11,193
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	6,779	13,117	14,760	16,762	12,558	11,193
	うち運営費交付金	6,779	6,042	5,790	5,773	5,859	5,726
	うち施設整備費等補助金	0	7,075	8,970	9,939	6,699	5,467
	うちその他の補助金等	0	0	0	1,050	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)		7,303	14,082	15,735	17,747	13,553	12,198
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		659	1,057	1,264	1,461		
(単位:百万円)	発生要因	入場料収入を主とした自己収入が、経営努力により収入予算を超過したことにより利益が生じたもの。なお、利益剰余金の一部には、自己収入による固定資産取得に伴い、現金を伴わない見かけ上の利益剰余金として計上されるものも含まれている。					
	見直し案	引き続き自己収入の増加を目指す。しかしながら、自己収入の増加に伴い、法人にインセンティブを付与するための目的積立金が承認されにくい状況にあり、制度のあり方について見直しを要望していきたい。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		33	187	232	572		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		8,929	8,503	8,813	8,678	(見込み) 8,879	(見込み) 8,900

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	引き続き事業の重点化等を図るとともに、事業の効率化を目指す。事務事業の見直しによって入場料収入等の自己収入が見込まれるが、その一方で実施のための事業費が発生する。その収入経費については内容、規模等によって異なることから、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)	【業務運営の効率化に関する事項】 ・「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」における評価について、中期計画期間中は、毎年度総合評価は「A」であった。 ・期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き 5 年期間中に一般管理費 15%以上、業務経費 5%以上の業務の効率化を図るという中期目標に対して、一般管理費は平成 21 年度で対平成 17 年度比 5.8%、業務経費は平成 21 年度で対平成 17 年度比 12.9%の削減率であった。 ・人件費については、平成 22 年度において、平成 17 年度に比較して、5%以上削減する（ただし、人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。また、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職金、福利厚生費は含まない。）という中期目標に対して、平成 21 年度で対平成 17 年度比 3.1%の削減率であった。 ・人件費にかかるラスパイレス指数については、事務・技術職員の年齢のみを勘案した対国家公務員指数は 105.1 となっているが、俸給表等の給与体系は国家公務員に準拠しており、地域勘案の対国家公務員指数は 94.5 であることから給与水準は、適切であると認識している。 【財務内容の改善に関する事項】 ・自己収入の増大に向けて、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入を平成 20 年度の自己収入基準値(417,743 千円)に対し、毎年度 1.22%の増加を目指すという定量的目標を平成 20 年度に策定した。 平成 21 年度は 422,839 千円の目標値に対して、399,348 千円（4.4%減）となり目標を下回った。 【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】 ・入館者数 過去の入館者数の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し、その達成に努めること。 → 毎年度達成 〔平成 18 年度：335 万人(222 万人)、平成 19 年度：431 万人(312 万人)、平成 20 年度：441 万人(335 万人)、平成 21 年度：456 万人(336 万人)〕

※()内は、年度計画における目標入館者数。

- ・企画展等の実施回数（各館ごとに目標を設定）
→ 毎年度達成（各館とも目標を達成）

名称	年間の企画展の目標回数 (番組数)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
東京国立近代美術館	5～8 回	12	10	9	9
フィルムセンター	5～6 番組	14	15	16	18
京都国立近代美術館	6～7 回	8	11	9	7
国立西洋美術館	3 回	3	4	4	4
国立国際美術館	5～6 回	8	7	7	6
国立新美術館	6～7 回	4	11	11	10

※国立新美術館については、H19. 1. 21 に開館した

- ・美術作品等の収集

各館の方針に沿って体系的・通史的なバランスに配慮しつつ良質な収蔵品の収集に努めている。

収集保管事業 《作品収集点数》

区分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
美術作品 (点)	新規 収蔵数	780 (378)	1, 122 (804)	1, 027 (853)	738 (427)	629 (229)
	作品 点数	29, 839	30, 962 ※ 1	31, 989	32, 729 ※ 2	33, 354 ※ 3
フィルム (本)	新規 収蔵数	2, 008 (1, 532)	2, 017 (1, 611)	3, 119 (2, 834)	8, 046 (7, 671)	2, 842 (1, 648)
	作品 本数	46, 458	48, 475	51, 594	59, 640	62, 482

() 内は、寄贈点数を内数で記載した。

※ 1 : 平成 18 年度に組み作品の計上方法等を変更した結果、収蔵作品数が 1 点増となっている。

※ 2 : 平成 20 年度に組み作品の計上方法等を変更した結果、寄贈点数が 2 点増となっている。

※3：平成21年度に組み作品の計上方法等を変更した結果、収蔵作品数が4点減となっている。

・美術作品等の貸与

公私立美術館等からの要望に十分に応え、所蔵作品等の貸与に努めている。

美術作品（国立美術館）

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
件数	363	318	316	407	384
点数	789	717	922	1,076	1,145

映画フィルム（フィルムセンター）

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
件数	45	58	64	88	82
点数	227	189	76	314	242

映画関連資料（フィルムセンター）

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
件数	7	7	3	10	5
点数	57	44	21	57	68

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開			
事務及び事業の概要	国立美術館は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められている。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	4,254,874 千円 (△73,377 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	5,259,404 千円 (△63,431 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	85 人 (うち常勤 43 人、非常勤 42 人) (事業及び事業名区分の予算配分比率を基に人数を按分して算出した。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国民に対して多様な美術鑑賞機会を提供するため、引き続き、次の事業の充実を目指す。 a. 所蔵作品展と企画展とのバランスを考慮するとともに、主導的・先導的・先端的な展覧会を開催する。また、他の文化芸術との連携を強化する。 b. 所蔵作品による国立美術館巡回展等巡回事業を拡充する。 c. 欧米のみならずアジアを視野に入れた展覧会を実施する。 d. 美術品の国家補償制度が導入された場合には、本制度を活用した国家的規模で行う展覧会を開催する。			
備考〔補足説明〕	・平成 17 年 11 月に政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び文部科学省から示された「指摘事項を踏まえた見直し案」の趣旨を踏まえ、引き続き、主導的・先導的・先端的な展覧会の開催等を実施する。 ・国立美術館における活動は、長期的なビジョンによる調査研究を踏まえて実施する必要がある。このため事業の拡充には、これらを企画し実施し得る専門的な知識を有する者の増強が求められる。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 国立美術館が行う事業は、長期的なビジョンに基づいた調査研究を踏まえ、特定の地域や分野に偏ることなく、多様で秀逸な美術作品を収集し、保管し、国民の多様なニーズに応えた展覧会をより低廉な価格で多くの国民に提供すること等であり、これらは極めて採算性が低く、民間で実施することは困難である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 国の文化政策に基づき、我が国における文化の創造と発展を図るとともに、美術振興の中心的拠点として、長期的なビジョンに基づいた調査研究を踏まえ、学術的意義、国民の関心国際文化交流の推進等に配慮しつつ、			

	美術（映画を含む）に関する多彩な活動の展開できるのは、国立美術館だけである。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立美術館が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	多様な美術鑑賞を提供するための展覧会の開催に際しては、入場料収入等の自己収入が見込まれるが、その一方で展覧会を開催するための事業費が発生する。また、経費については、内容、規模によって異なる。よって、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承			
事務及び事業の概要	国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、これらの貴重な国民的財産を後世に伝え、継承していくことが求められている。このため、国立美術館は、各館の収集方針に沿って、適宜適切な収集を進めるとともに、作品の保管環境の充実に努める。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	4, 649, 858 千円 (△1, 096, 035 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	4, 649, 858 千円 (△1, 096, 035 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	109人(うち常勤55人、非常勤54人) (事業及び事業名区分の予算配分比率を基に人数を按分して算出した。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	①美術作品の収集については、国による「経営努力認定」基準緩和の検討等を踏まえつつ、民間寄附及び自己収入の拡大とともに、美術館活動に支障を来さないよう事業費コストの削減等を図り、その充実に目指す。なお、寄託品の優遇税制が創設された場合は、当該制度を活用した寄託品の充実に努める。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果：当該法人が実施し、事業規模は拡充] ②国民的財産である美術品を後世へ確実に継承するため、収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化に対する各館での対応に止まらない根本的な方策を検討し、収蔵庫等の充実に図る。			
備考〔補足説明〕	①・我が国の国立美術館のコレクションは、諸外国の美術館に比べ小規模で、今後一層の充実が求められているにもかかわらず、運営交付金の政策的削減の影響を受け、十分な予算を確保することが困難となっている。また、目的積立金制度もその認定基準が厳しく、自己収入の活用が十分行えない状況にある。このような状況の下、行政刷新会議事業仕分け第2弾(前半)において、「当該法人が実施し、事業規模は拡充(適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄附、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る。)」とされたところである。また、文化庁の文化審議会文化政策部会からも国として「国立の博物館(美術館を含む)の機能を適切に果たすとともに、国民共有の貴重な財産を充実するためには、自己収入の増加やそれを円滑に運営に充てることができる仕組みの導入等、現在の制度の在り方や運用の見直しも検討する必要がある。」とされている。このため、国による検討等を踏まえ、国立美術館の自助努力にもよる美術作品の収集を充実させるものである。 ・民間寄附及び自己収入の拡大を図るためには、諸外国におけるファンドレイザー等資金調達の専門家の配置			

	が望まれる。 ②・国立美術館が所蔵する美術作品（映画を含む）を保管し、後世に確実に伝えるためには、収蔵庫等保存施設が必要不可欠である。各国立美術館における収蔵庫等については、これまでも修改善を実施し、その狭隘・老朽化に対応してきたが、各館ごとの状況は異なるものの、既に収蔵率がほぼ満杯の状況にあり、現有施設での対処方は困難である。このような状況を踏まえ、各館での対応に止まらず根本的に収蔵庫等保存施設の狭隘・老朽化に対応する必要がある。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 国立美術館が行う事業は、長期的なビジョンに基づいた調査研究を踏まえ、特定の地域や分野に偏ることなく、多様で秀逸な美術作品を収集し、我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、後世に継承していくこと等あり、これらは極めて採算性が低く、民間で実施することは困難である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 国の文化政策に基づき、我が国における文化の創造と発展を図るとともに、美術振興の中心的拠点として、長期的なビジョンに基づいた調査研究を踏まえ、我が国の近現代美術等を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、後世に継承できるのは、これらを確実に、かつ継続的に実施し得る施設・整備・組織を有する国立美術館だけである。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立美術館が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	民間寄附及び自己収入による美術作品収集の充実は、国による「経営努力認定」の基準緩和の検討等を踏まえて行う必要があると共に、民間からの寄附及び自己収入の増加額を現時点で見込むことは困難である。 また、国立美術館総合収蔵庫（仮称）の整備については、キャンプ淵野辺留保地の所在地である相模原市等とその有効活用について検討中である。よって、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
事務及び事業名	我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体に寄与			
事務及び事業の概要	国立美術館が有する調査研究の成果、所蔵作品、人材等を活用し、我が国の美術振興のナショナルセンターとして、公私立美術館を含めた美術館全体の活動の活性化に寄与する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,288,367 千円 (△195,473 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	2,288,367 千円 (△195,473 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	41 人（うち常勤 21 人、非常勤 20 人） (事業及び事業名区分の予算配分比率を基に人数を按分して算出した。)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	①「国立美術館キュレーター研修」や「国立美術館巡回展」等を活用し、公私立美術館の学芸員等の専門的知識等を向上する機会を拡充する。 ②また、引き続き、「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」を実施する。 ③我が国の美術振興のナショナルセンターとして、引き続き公私立美術館における展覧会事業等の開催に際し、所蔵作品の貸与等を積極的に実施し、充実を目指す。 ④東京国立近代美術館フィルムセンターについては、我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、映画振興と映画フィルムの保存機能の一層の充実を図るとともに、より機能的な運営を行うため、引き続き、東京国立近代美術館から独立した一館となるための検討を行う。			
備考〔補足説明〕	①「国立美術館キュレーター研修」については、第一期の中期目標終了時に伴う見直し等を受け、研修期間、研修内容について研修生の希望を踏まえる等当該研修により参加しやすい条件のものと実施しているところであるが、文化庁の文化審議会からは「国立の博物館（美術館を含む。）は、各地域の博物館の学芸員等専門職員の資質向上等ナショナルセンターとしての機能を一層果たしていくことが求められる。」とされたところである。このため、当該キュレーター研修制度に留まらず、「国立美術館巡回展」や公私立美術館と共同研究・共同開催する展覧会事業準備等多様な機会を活用し公私立美術館の学芸員等の専門的知識及び技術の向上が図れるような事業として見直していく。 ②「美術館を活用した鑑賞教育のための指導者研修」については、全国都道府県・政令指定都市の小・中学校教員、美術館学芸員及び指導主事が一堂に会し実施しているが、新学習指導要領において、我が国の美術文化に			

	関する鑑賞指導が充実されたこと、平成 18 年度から当該研修参加者からは、鑑賞教育に関して国立美術館に当該研修の継続を求める意見が最多であったことを踏まえ、引き続き実施するものとする。 ③上記①及び②を拡充するためには、教育担当専門職員（エデュケーター）の増員が望まれる。 ④・引き続き、各館の方針に沿って計画的に収集を進め、体系的・通史的なバランスのとれた所蔵作品の充実を図り、所蔵作品（映画フィルムを含む）の有効活用と美術の一層の普及を図るため、所蔵作品の貸与等を積極的に実施する。 ・事業の拡充のためには、諸外国における美術作品等の保存修復担当専門職員（コンサベーター）、美術作品等履歴管理担当専門職員（レジストラー）等の配置が望まれる。 ⑤・東京国立近代美術館フィルムセンターについては、我が国唯一の国立の映画に関する専門機関としての重要性から、「これからの日本映画の振興について（提言）」（平成 15 年 4 月、文化庁「映画振興に関する懇談会」）において、「独立」が提言され、またそれを受け、「フィルムセンターの独立について（審議のまとめ）」（平成 16 年 9 月文化庁「フィルムセンターの在り方に関する検討会」）がとりまとめられている。また、映画関係者からも「独立」の要望が寄せられている。 ・平成 18 年度からの中期目標・中期計画においても「フィルムセンターの独立の検討」を明記している。 ・フィルムセンターを東京国立近代美術館から独立した一館とするためには、独立館に相応しい組織・人員・予算がともに確保される必要があることから、国における独立行政法人等の見直し等踏まえながら、引き続き検討を行う必要がある。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 国立美術館が行う事業は、長期的なビジョンに基づいた調査研究を踏まえ、特定の地域や分野に偏ることなく、多様で秀逸な美術作品を収集し、保管するとともに、それらを活用して我が国の美術館全体に寄与すること等であり、これらは極めて採算性が低く、民間で実施することは困難である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 国の文化政策に基づき、我が国における文化の創造と発展を図るとともに、美術振興の中心的拠点として、長期的なビジョンに基づいた調査研究の成果、所蔵作品（映画を含む）、人材等を活用し、我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体に寄与できるのは国立美術館だけである。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立美術館が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
--	--

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	次の理由により、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で、具体的に示すのは困難である。 ①「国立美術館キュレーター研修」、「国立美術館巡回展」及び「美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」の事業規模については、毎年度内容規模等が異なること。 ②所蔵作品等の貸与の拡充については、毎年度内容、規模等が異なること。 ③フィルムセンターの独立については、組織・人員・予算等について文化庁等関係機関との協議承認等も必要であること。
---	--

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横１．（２））	事務事業実施主体の見直し（横２．（１））	重複排除・事業主体の一元化等（横２．（２））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし。	該当なし。	該当なし。	
備考〔補足説明〕				

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 18 年度に措置済み。			
備考〔補足説明〕				

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立美術館		府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））		自己収入の拡大（横 2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし。	随意契約については、内部規定に基づき、競争性のある契約への移行を促進する。 また、<u>各国立美術館におけるミュージアムショップ及びレストランに係る賃貸借については、現在の賃貸借契約等考慮するとともに、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争の導入も含めて、より良い方途を検討し実現を目指す。</u>〔事業仕分け第 2 弾（前半）：施設内店舗用地の賃借 当該法人が実施し、事業規模の縮減〕		平成 23 年における自己収入については、平成 22 年度における自己収入予算額（994,584 千円）を基準とし 1%の増に努めつつ、入場料収入（特別展のうち新聞社等との共催展を除く）及びその他収入（公募展収入を除く）について、1.22%の増額を目指す。また、外部資金については、毎年度、寄附金を確保するとともに科学研究費補助金の取得拡大を目指す。〔整理合理化計画：外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を策定する。〕
備考〔補足説明〕		内部規定に則り、契約は原則として一般競争とし、随意契約については限定的なものとするよう徹底する。 国立美術館におけるミュージアムショップ及びレストラン施設の賃貸借については、開館時から多くの来館者が予測できた国立新美術館を除き、賃		整理合理化計画に基づき、自己収入の増大を目指す。

		貸借料については、定額制となっている。事業仕分けは、競争的な入札によるコスト削減、自己収入の拡大が求められたところである。このため、快適な観賞環境の提供と入館者サービスの充実に留意し、より良い方途を検討するものである。	
--	--	--	--

法人名	独立行政法人国立美術館	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横 3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横 3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った事務・研究職員の給与水準の維持を図る。		平成 23 年度以降、東京国立近代美術館（本館及び工芸館）以外の国立美術館の管理・運營業務（展示事業の企画等を除く）に、民間競争入札の導入を逐次検討し、美術館活動の活性化を損なわない形で導入する。 【整理合理化計画：〈民間競争入札の適用〉東京国立近代美術館等の管理・運營業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。】
備考〔補足説明〕	ラスパイレス指数については、事務・技術職員の年齢のみを勘案した対国家公務員指数は 105.1 となっているが、俸給表等の給与体系は国家公務員に準拠しており、地域勘案の対国家公務員指数は 94.5 であることから給与水準は、適切であると認識している。今後も引き続き適正な給与水準になるよう努め、対国家公務員指数の抑制を図り、対年齢勘案の指数が 100 以下となるよう努める。	国立美術館の業務に関する識見を有する外部の者で構成する外部評価委員会を設置し、単年度ごとに業務の実績に関する評価を受け、その結果を法人のホームページで公表している。	「平成 23 年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置」については、東京国立近代美術館（本館及び工芸館）の管理・運營業務（展示事業の企画等を除く）の検証結果等も踏まえた上で検討することが、平成 22 年 7 月に閣議決定されている。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国立文化財機構	府省名	文部科学省
沿 革	明5.3文部省博物館 → 明6.3太政官正院博覧会事務局 → 明8.3内務省所管博物館 → 明14.4農商務省所管博物館 → 明19.3宮内省所管博物館 → 明22.5帝国博物館 → 明33.7東京帝室博物館 → 昭22.5文部省所管国立博物館 → 昭25.8文化財保護委員会所管国立博物館 → 昭27.4東京国立博物館 → 昭43.6文化庁所管東京国立博物館		
	明22.5帝国京都博物館 → 明33.7京都帝室博物館 → 大13.2恩賜京都博物館 → 昭27.4文化財保護委員会所管京都国立博物館 → 昭43.6文化庁所管京都国立博物館		(* 1)
	明22.5帝国奈良博物館 → 明33.7奈良帝室博物館 → 昭22.5文部省所管国立博物館奈良分館 → 昭25.5文化財保護委員会所管国立博物館奈良分館 → 昭27.8奈良国立博物館 → 昭43.6文化庁所管奈良国立博物館		
	平17.4独立行政法人国立博物館九州国立博物館		
	昭5.6帝国美術院附属美術研究所 → 昭22.5国立博物館附属美術研究所 → 昭27.4東京文化財研究所 → 昭29.7東京国立文化財研究所 → 昭43.6文化庁所管東京国立文化財研究所		
	昭27.4奈良文化財研究所 → 昭29.7奈良国立文化財研究所 → 昭43.6文化庁所管奈良国立文化財研究所		(* 2)
	(* 1) → 平13.4独立行政法人国立博物館		
	(* 2) → 平13.4独立行政法人文化財研究所		
			平19.4独立行政法人国立文化財機構
中期目標期間	第1期：平成13年度～18年度 第2期：平成18年度～22年度		
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)		
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数
	6人(2人)	4人(0人)	2人(2人)
			職員の実員数
			常勤職員
			非常勤職員
			339人
			403人

年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	9,088	9,753	10,469	12,041	12,184	12,814
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	9,088	9,753	10,469	12,041	12,184	12,814
	うち運営費交付金	9,088	9,042	8,771	8,367	8,192	8,022
	うち施設整備費等補助金	0	711	1,698	3,674	3,992	4,792
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移 (単位:百万円)		10,201	10,877	11,604	13,188	13,342	13,983
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		344	719	1,019	1,164		
	発生要因	入場料収入を主とした自己収入が、経営努力により収入予算を超過したことにより利益が生じたもの。なお、利益剰余金の一部には、自己収入による固定資産取得に伴い、現金を伴わない見かけ上の利益剰余金として計上されるものも含まれている。					
	見直し案	引き続き自己収入の増加を目指す。しかしながら、目的積立金が承認されにくい状況にあり、制度のあり方について見直しを要望していきたい。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		792	752	1,350	1,197		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		12,492	12,060	12,333	12,428	(見込み) 12,112	(見込み) 12,131
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		引き続き事業の重点化等を図るとともに、事業の効率化を目指す。空調設備等の更新や競争入札の実施などによる運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、設備更新にかかるコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成 21 年度実績)		【業務運営の効率化に関する事項】 ・「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」における評価について、中期計画期間中は、毎年度総合評価は「A」であった。 ・一般管理費について、中期目標期間で 15%削減という中期目標に対して、平成 21 年度で対平成 17 年度比約 17.8 %削減を達成。 ・業務経費について、中期目標期間で 5%以上削減という中期目標に対して、平成 21 年度で対平成 17 年度比約 7.8%削減を達成。 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、人件費を平成 18 年度から 5 年間で 5%の削減という目標に対して、平成 21 年度末までで 6.60% (人事院勧告等を勘案した補正值で 4.90%) の削減を達成。					

【財務内容の改善に関する事項】

- ・自己収入の増大に向けて、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入を平成 19 年度の自己収入基準値(864,089 千円)に対し、毎年度 1.16%の増加を目指すという定量的目標を平成 20 年度に策定した。

平成 21 年度は 884,252 千円の目標値に対して、949,900 千円（8.67%増）となり目標を上回った。

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】

- ・体系的・通史的なバランスに配慮しつつ良質な収蔵品の収集に努め、平成 18 年度から 21 年度の間で購入・寄贈等を含め 1,768 件の増加があった。
- ・寄託品の受け入れに努め、平成 21 年度末では国宝 184 件、重要文化財 1,191 件を含む、11,904 件に上る寄託を得て、適切な環境で管理することにより貴重な文化財の保存に資するとともに、展示等に活用した。
- ・収蔵品の保存カルテの作成を進め、劣化防止等のため緊急性の高い収蔵品について、平成 18 年度から 21 年度の 4 年間で 533 件の本格修理を行った。
- ・最新の調査研究の成果に基づく質の高い特別展を多数開催し、平常展の充実を図ったことにより、入館者数が増大し平成 21 年度の国立文化財機構全体の入館者数は約 516 万人にのぼり、平成 17 年度の約 312 万人に対して約 204 万人増加した。
- ・展覧会の入館者数（特別展） 過去の入館者数の状況等を踏まえて目標を設定し、その達成に努める。
 - 毎年度達成
〔平成 18 年度：250 万人(96 万人)、平成 19 年度：259 万人(166 万人)、平成 20 年度：308 万人(173 万人)、平成 21 年度：402 万人(202.5 万人)〕
※()内は、特別展目標入館者数。
- ・特別展等の実施回数（各館ごとに目標を設定）
 - 毎年度達成（各館とも目標を達成）

名称	特別展等の目標開催回数	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
東京国立博物館	年 3～4 回	5	4	7	7
京都国立博物館	年 2～3 回	4	3	3	4
奈良国立博物館	年 2～3 回	3	3	4	3
九州国立博物館	年 2～3 回	4	4	4	4

この他に、海外交流展も多数開催し、日本の歴史・伝統・文化の紹介に寄与している。

- ・歴史・伝統文化の理解促進のため、講演・ギャラリートークその他の教育普及活動や、ボランティアの充実に努めた。平成 21 年度は全体で 769 人のボランティアを受け入れ、活発な活動が行われている。

- ・観覧環境については、入館者の立場に立った整備を進め、障害者用トイレ・エレベータ、スロープ等をはじめとする高齢者や身体障害者にも配慮した設備が充実してきている。また、海外からの旅行者の利用にも配慮して、多国語によるパンフレット・看板等の整備も進めている。
- ・我が国における博物館のナショナルセンターとして、博物館活動全体の活性化に寄与するため、情報発信、指導・助言を進めるとともに、毎年度1千件を超える収蔵品を公私立博物館等へ貸与している（平成21年度は237の貸与先に対し1,496件貸与）。
- ・調査研究については、文化財に関する様々な分野での基礎的な研究・先端的な研究等が継続的に実施され、「木材の年輪箇所検出方法および年輪幅計測方法」が特許の取得を果たすなど、着実に成果を上げている。
- ・高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業など、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施した。
- ・文化財の保存・修復に関する国際協力の推進として、カンボジア、アフガニスタン、イラク、その他アジア周辺諸国の修復・調査等への協力、文化財専門家の人材育成・技術移転の協力を行った。また、海外に存在する日本の文化財を対象とする在外日本古美術修復協力事業として、継続的に修理を実施した。
- ・国・地方公共団体等への協力による文化財保護の質的向上のため、専門的・技術的な協力・助言を行い、地方公共団体等における文化財担当者に対する学芸員研修等を実施した。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承			
事務及び事業の概要	（有形文化財の収集） 国立博物館は、国における文化財保護の取組との整合性・一体性に留意して、体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図るため、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の各館において、それぞれの博物館の目的・収集方針に即した計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れの推進によるバランスの取れた収蔵品の収集を行う。また、そのための情報収集を行う。 ・各館の収集方針 ① 東京国立博物館は日本を中心として広く東洋諸地域にわたる有形文化財 ② 京都国立博物館は京都文化を中心とした有形文化財 ③ 奈良国立博物館は仏教美術を中心とした有形文化財 ④ 九州国立博物館は日本とアジア諸国との文化交流を中心とした有形文化財 （保管・修理） 国民共通の貴重な財産である文化財を永く後世に伝えるため、最新の保存環境等に関する調査研究の成果を踏まえた管理・保存環境を備えた収蔵庫の整備や体制の整備・充実を図るとともに、収蔵品の滅失を防ぐために、本格修理リストを作成し、緊急度に応じた本格修理を計画的に実施する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,139,958 千円 (4,137 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,270,746 千円 (0 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	75人（うち常勤46人、非常勤29人）			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国立博物館として永年に渡り収集してきた文化財をさらに豊かなものとするために、良質な収蔵品や寄託品の収集に努め、適切な保存・管理体制の充実を図る。なお、寄託品の優遇税制が創設された場合は、当該制度を活用した寄託品の充実に努める。 また、文化財の収集方針については、価値の定まってきた文化財についても新たな収集対象とするか検討し、国立博物館にふさわしい収蔵品の収集を行う。 収蔵品をよりよい環境で保存し、次世代に継承するため、最新の保存環境等に関する調査研究成果を踏まえた収蔵庫の整備を行うとともに、保存・管理のための体制の整備・充実を図る。 収蔵品の劣化防止、展示への活用の拡大のため、修理を強化する。 修理機能を強化するため、必要な設備・体制・人員の充実を図る。			

	[事業仕分け第2弾（前半）評価結果：〈文化財収集（展覧事業）〉当該法人が実施し、事業規模は拡充（適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形で拡充を図る）]
備考〔補足説明〕	国民共通の貴重な財産である文化財を収集・保管・展示し、次世代に継承することは国の責務であり、貴重な文化財の散逸・流出・棄損・劣化等を防ぐことが、国立博物館が設置されている主要な目的の一つである。 収蔵庫については、所蔵する文化財の量・質に対して充分整備されているとは言い難く、文化財収集の強化のためにも、安全な機能を備えた収蔵庫の拡充が必要である。 収蔵庫は、規模・設備・保存環境等について、所蔵する文化財の量・性質に適切に対応することをはじめ、展覧会前後の搬入・搬出・梱包・開梱、一時保管・薫蒸等も含め、安全な保管・作業等が可能な機能を有し、十分な耐震・免震化など防災と将来的な収蔵品の増加にも耐えられるよう、整備・充実が必要である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 貴重な文化財の散逸、劣化、亡失等により、大きな文化的損失が生じる恐れがある。また、体系的に収集され良好な保存状態で維持・管理された文化財を、多くの国民が快適な観覧環境の中で鑑賞する機会が失われる。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 多数の貴重な文化財（寄託品を含む。）を適切に保管するための施設・設備・組織を持ち、かつ、文化財の取扱等に熟達した多数の専門家を有する主体は他に存在しない。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	入場料収入をはじめとする自己収入、寄付金等の拡大及び経費の縮減に取り組んでいるところであり、その結果については施設・年度等により異なり、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。 なお、収蔵品の整備は資本剰余金に反映され、資本剰余金の機会費用は行政サービス実施コストに算入されるので、収蔵品の整備に伴い行政サービス実施コストは微増する。

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信			
事務及び事業の概要	（展示） 国立博物館は、常設展、特別展等の展覧会を計画的に実施し、広く国民や海外からの旅行者が国内外の優れた文化財を鑑賞できるようにするとともに、人類共通の文化遺産の歴史的な流れ等について理解を得ることができる機会を提供する。 国立博物館が所蔵する文化財を通して日本の伝統・文化を海外に紹介する海外交流展を実施し、日本への理解の増進に資するとともに、海外の文化を日本に紹介する海外交流展も企画し、海外と日本の文化の交流を理解する機会を提供する。 （教育普及事業） 国立博物館が所蔵する文化財を活用し、幅広い世代へ文化財に関する理解を深める講演会・講座等の事業を展開する。また、生涯学習の推進に向けた取組みとして、ボランティアを育成し博物館を支援する活動の場を提供する。 （観覧環境の充実） 国立博物館は、来館者の要望、利用形態等を踏まえたサービスを提供することにより、気軽に利用でき、親しまれる博物館づくりを推進する。高齢者、身体障害者、外国人等を含めた来館者本位の快適な観覧環境の形成により、満足度の向上を図る。また、ミュージアムショップやレストラン等の充実を図り、来館者が快適に博物館を利用できるようにする。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	6,016,192 千円 (316,813 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	6,705,504 千円 (328,577 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	162人（うち常勤79人、非常勤83人）			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	①日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解の促進に寄与する展示を実施するため、常設展示の充実を図り、最新の調査研究を基に海外交流展を含めた様々な時宜を得た展覧会を開催し、国立博物館として質の高い展示を行う。良質な展示・企画の充実等により自己収入の増大を目指し、それによる事業の拡充を図る。また、美術品の国家補償制度が導入された場合には、本制度を活用した国家的規模で行う展覧会の開催により、事業の更なる拡充を図る。 ②多様な活動による普及に継続的に取り組み、教育普及活動の充実が展覧事業への誘因ともなるよう努める。 ③観覧環境の整備については、バリアフリーの充実や外国語対応の充実も含め、来館者が利用しやすく満足度の高い環境を整えることにより、来館者の増加と収入増につなげるよう図る。 ④来館者の安全を確保するために必要な、設備・人員等の充実を図り、危機管理体制を整備する。			

	[事業仕分け第2弾（前半）評価結果：〈文化財収集（展覧事業）〉当該法人が実施し、事業規模は拡充（適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る）] <u>⑤ミュージアムショップやレストラン等の施設内店舗用地の賃借については、現契約終了後、展覧環境の質に充分配慮したうえで順次企画競争を導入する等、競争性と透明性を確保した契約に変更する。また、一部の施設で実施している歩合制の拡大を検討する。</u> [事業仕分け第2弾（前半）評価結果：〈施設内店舗用地の賃借〉当該法人が実施し、事業規模の縮減（競争的な入札の導入によるコスト縮減、自己収入の拡大を徹底的に行う）]
備考〔補足説明〕	①国宝・重要文化財を含む日本の貴重な文化財（寄託品を含む。）を適切に保管した上で、テーマ・学術的意義などの付加価値を加えて展示に有効に活用できる主体としては、国立博物館は抜きん出た存在である。しかしながら、展示等の強化には、広い分野にわたる優れた研究員等の能力と組織的協力体制が欠かせず、人員の増加が必要である。 ②国立文化財機構は、文化財に関する国民の要望に応えるため、展示の充実や快適な観覧環境の整備に努めるとともに、大規模な特別展等を多数開催しており、来館者数の増加等による自己収入の確保に努め、目標を上回る実績を上げてきている。 ③日本の文化財は、外国の場合と異なり、非常に脆弱であるのが特徴であり、非常に慎重な取り扱いが求められ、展示できる期間も限られる場合が多く、頻繁な展示替えが必要であるなど、多大な人手と手間を要する。このため、事業の拡充には、取り扱いについての専門的な人員を十分に擁していることが不可欠であり、人員の増強が求められる。 ④国が外国との文化交流の一環として行う文化財の交流展示等の実施にあたっては、国立博物館が会場・展示品・準備作業等様々な面で主要な役割を担っている。 ⑤文化財に関する国民の要望に応えるためには、ボランティア活動の支援を行いつつ、講演会、ワークショップ等多彩な活動による教育普及活動が不可欠である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 体系的に収集され良好な保存状態で維持・管理された文化財を、多くの国民が快適な観覧環境の中で鑑賞する機会が失われる。

	【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 多数の貴重な文化財（寄託品を含む。）を適切に保管するための施設・設備・組織を持ち、12万件にも及ぶ収蔵品を知悉し、かつ、文化財の取扱等に熟達した多数の専門家を有する主体は他に存在しない。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	入場料収入をはじめとする自己収入、寄付金等の拡大及び経費の縮減に取り組んでいるところであり、その結果については施設・年度等により異なり、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与			
事務及び事業の概要	(1) 収蔵品等に関する調査研究の成果を刊行物、学会、インターネット等多様な方法により広く発信するとともに、各種セミナー、シンポジウムの開催等により広く博物館関係者の知見の向上に資する。 (2) 海外の優れた研究者との交流等を行い、博物館活動に対する示唆を得、国際的な博物館の拠点を目指す。 (3) 国内外の文化財の修理・保存処理の充実に寄与するため、博物館等関係者や修理技術関係者等を対象とした研修プログラムについて検討、実施する。 (4) 収蔵品の効果的活用、地方における観覧機会の充実を図る観点から、地方の公私立博物館等への文化財の貸与を推進する。 (5) 先導的な役割を果たすために全国の博物館の展覧会等の運営に対して積極的に指導・助言を行う。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	36,960 千円 (85 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	40,000 千円 (0 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	50人(うち常勤34人、非常勤16人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	調査研究成果の公表、国内外の博物館関係者との交流について継続して充実を図る。 収蔵品の貸与については、貸与先の環境等を充分確認しつつ、継続して充実を図る。 公私立博物館等への指導・助言を充実するとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努める。			
備考〔補足説明〕	① 国宝・重要文化財を含む日本の貴重な文化財(寄託品を含む。)を適切に保管した上で、テーマ・学術的意義などの付加価値を加えて展示等に有効に活用できる主体としては、国立博物館は抜きん出た存在である。 ② 所蔵する多数の文化財を公私立博物館等へ貸与する事業は、国内の博物館等の活動に寄与するとともに、広く国民に文化財を公開するために必要な事業である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 特に収蔵品の貸与については、国立博物館のように多数の貴重な文化財を保有し、貸与および指導・助言ができる能力を持つ機関は少なく、国立博物館からの貸与がないと公私立博物館等では企画展等が開催できない場合も			

	生じ、多くの国民が鑑賞する機会が失われる。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 国宝・重要文化財を含む日本の貴重な文化財（寄託品を含む。）を適切に保管するための施設・設備・組織を持ち、12万件にも及ぶ収蔵品を知悉し、かつ、文化財の取扱等に熟達した多数の専門家を有する主体は他に存在しない。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	文化財に関する調査及び研究の推進			
事務及び事業の概要	文化財に関する以下の調査及び研究を行い、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与する。 (1)文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進 (2)文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進 (3)科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する中心的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進 (4)高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業など、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施。 (5)有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,682,600 千円 (151,544 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,985,460 千円 (155,181 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	254 人 (うち常勤99人、非常勤155人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	調査研究の統廃合・重点化を図りつつ、文化財に関する基礎的・先端的な調査・研究を行い、貴重な文化財を次代への継承および我が国文化の向上に寄与する。 文化財に関する調査・研究を行うために老朽化している設備等を順次計画的に更新を図り、調査・研究の停滞が生じないようにする。 新たに保護対象となった文化財に対して、地方公共団体等の保存・活用に指針となる調査研究を行う。			
備考〔補足説明〕	我が国の文化・伝統を理解し文化財を次代に伝えるためには、対象となる文化財の所在・来歴・状態・内容等の多様な事項についての調査・研究による把握が基礎となり、さらに文化財の調査手法、保存・修復技術の開発、保存環境の調査、展示手法の開発、その他の様々な調査の継続的な蓄積が必要である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 我が国の文化・伝統を理解し文化財を次代に伝えるための調査研究は必要であり、廃止することは不可能。			

	文化財を保存・修理したり展示・公開するためには、調査研究による知見の蓄積が不可欠である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 文化財の保存修復を含め、最先端の研究施設・設備を有し、あらゆる分野にまたがり文化財の研究を行う集団は、他に存在せず不可能。 国の文化財行政の一環としてしての性格が強く、国が直接行うという選択もあり得るが、現行制度の方が、外部資金や自己収入が活用でき、新たな研究ニーズに迅速に対応できるといった独立行政法人ならではのメリットがあるため、より適切である。また、博物館業務との連携による効率的・効果的な業務遂行も期待できる。なお、国が行う場合は現在の人員をそのまま移行する必要がある。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与			
事務及び事業の概要	文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。 (1)文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。 (2)諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。 (3)ユネスコカテゴリー2 センターを設置し、アジア・太平洋地域の無形文化遺産保護の調査研究や国際研修を実施する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	877,072 千円 (73,741 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	892,897 千円 (73,898 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	46人(うち常勤13人、非常勤33人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。 ①文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。 ②また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。 ③閣議決定に基づき、中国、韓国とともにユネスコカテゴリー2 センターを設置し、アジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関する調査研究等を実施する。			
備考〔補足説明〕	2009 年のユネスコ総会において、アジア・太平洋地域の無形文化遺産を保護するためにカテゴリー2 センターを設置することが決定された。アジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関する調査研究等を中国、韓国とともに行うため、カテゴリー2 センターを設置する必要がある。			

	【廃止又は民営化した場合の問題点】 ①人類共通の財産である国内外の文化財を守るため、調査研究成果を基にした保存・修復事業の実施や海外の人材育成を行うことはきわめて重要であり、我が国の国際的な地位を確保するためにも不可欠。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 文化財の保存修復を含め、文化財全般にわたる専門家集団は、他に存在せず不可能。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	カテゴリー2 センターの設置に当たっては関係機関との経費負担調整が必要なため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	情報発信機能の強化			
事務及び事業の概要	調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	994,390 千円 (71,360 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,020,441 千円 (71,329 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	100人(うち常勤42人、非常勤58人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。 (1)文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実、文化財関係の情報の電子化の拡充や調査研究に基づく成果のデータベースの充実を図るとともに、国立文化財機構が行ってきた調査・研究成果を総合的に情報提供するホームページ等を立ち上げる。 (2)文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図る。 (3)文化財情報・研究成果などを広く公表すること等を通じて歴史・伝統文化に対する理解が深まるよう努める。 ①ウェブサイト等自主媒体の活用及びマスメディアとの連携強化等により、広く国内外に情報を発信する。 ②－1 収蔵品等の文化財その他関連する資料の情報について、永く後世に記録を残すために、デジタル化を推進し、文化財情報システム等により広く積極的に公開する。 ②－2 美術史・考古学・博物館学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図るとともに、レファレンス機能を充実させる。文化財保護の基礎となる調査研究成果の重要性に鑑み、迅速・効果的な公開方法の充実を図りつつ、着実に業務を実施する。			

備考〔補足説明〕	文化財に関する調査研究の成果を、展示公開施設、刊行物、講演会、現地説明会、シンポジウムの開催等において、広く一般に公開し、文化財に関する理解を深め、文化財保護を促進することが必要である。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 我が国の文化・伝統を理解し文化財を次代に伝えるための調査研究は不可欠であるとともに、その結果の刊行・公開・提供が行われないと事業の成果が有効に利用されない。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 本事業は、文化財に関する調査・研究の結果として生じるものについての公開等を行うものであり、単独に切り離して実施できるものではなく他での実施は不可能。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	研究成果の公開施設における入場料収入等の増加に取り組んでいるところであり、来年度以降については本年度の状況を踏まえて検討することになる。

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
事務及び事業名	地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上			
事務及び事業の概要	我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	67,100 千円 (12,061 千円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	67,786 千円 (12,068 千円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	55 人 (うち常勤 26 人、非常勤 29 人)			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。 (1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。 (2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修及び保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。			
備考〔補足説明〕	地方自治体等が独自に文化財全般にわたる研修等を実施するのは困難であり、国立文化財機構における調査研究の蓄積を基に、最新の研究成果を反映した研修を広く実施することにより、文化財保護を促進する必要がある。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 地方自治体への協力等を全国的に行うことは国の責務である。国立文化財機構で行った調査研究の成果等を基に、地方自治体への協力等を行うことは、所在地の文化財行政の質的向上を図るために必要不可欠である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 文化財の保存修復を含め、文化財全般にわたる研究を行う集団は、他に存在せず不可能。 国の文化財行政の一環としてしての性格が強く、国が直接行うという選択もあり得るが、現行制度の方が国立文化財機構の調査研究成果が直接的に利用できるメリットもあるため、より適切であると考え。なお、国が行う場合は現在の人員をそのまま移行する必要がある。			

	【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本事業は、国立文化財機構が担っている他の業務と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横１．（２））	事務事業実施主体の見直し（横２．（１））	重複排除・事業主体の一元化等（横２．（２））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし。	該当なし。	該当なし。	
備考〔補足説明〕				

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
見直し項目	非公務員化	組織体制の整備		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成１８年度に措置済。	閣議決定に基づき、アジア・太平洋地域の無形文化遺産の保護に関するカテゴリー２ センターの管理担当部門と調査研究部門を新たに設置し、関係機関との連携強化を図り、研究成果の有効利用と国民等への情報公開を強化する。 人件費予算の増加（自己収入等による）に伴い以下の実現を図っていく。 ・<u>専門スタッフを順次配置する（ハンズ・ドラー・レジストラ、エデュケーター、コンサベーター、国際交流、ファンドレイザ等）。</u> [事業仕分け第２弾（前半）評価結果：＜文化財収集（展覧事業）＞当該法人が実施し、事業規模は拡充（適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る）] 専門の学芸員がいない又は不足している分野に専門の研究職員を配置する。		

		国等からの要請に基づき、近接分野の専門家が実施している調査研究や、研究者が不足している分野について、専門の研究職員を配置する。 国際機関や外国政府等からの支援要請に迅速に対応するため、海外における文化財の保存・修復等に関する職員の拡充を図る。	
備考〔補足説明〕		閣議決定に基づいた事業を実施するためには、管理担当部門と調査研究部門が必要。 文化財をより適切な保存環境で保管し、修理するために増員が必要。 外国の国立博物館等では研究職とは別に専門のスタッフがいる教育普及、国際交流等に専従の職員を配置し、来館者サービスの向上を図るために必要。 事業仕分けにより、指摘された自己収入の拡大を図るため、外国の国立博物館等では専門のセクションが存在する外部資金や寄付金等を獲得するための専従職員を配置が必要。 国等が新たに保護対象とした文化財の調査・研究を行うための研究職員の配置が必要。	

		国際機関や外国政府等からの支援要請に迅速に対応するためには、海外における文化財の保存・修復等に関する職員の配置が必要。	
--	--	--	--

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立文化財機構		府省名	文部科学省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	該当なし	随意契約については、内部規定に基づき、競争性のある契約を促進する。 <u>ミュージアムショップやレストラン等の施設内店舗用地の賃借については、現契約終了後、展覧環境の質に充分配慮したうえで順次企画競争を導入する等、競争性と透明性を確保した契約に変更する。また、一部の施設で実施している歩合制の拡大を検討する。</u> 〔事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：〈施設内店舗用地の賃借〉当該法人が実施し、事業規模の縮減（競争的な入札の導入によるコスト縮減、自己収入の拡大を徹底的に行う）〕	①入場料収入（共催展を除く）およびその他収入について、1.16%増を目指す。 ②寄附金 226 件及び科学研究費補助金 76 件の確保を目指す。 【整理合理化計画：〈自己収入の増大〉外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成 20 年度内に策定する。】	

備考〔補足説明〕		文化財分野については、文化財の保護の観点から、一部の業務については専門の知識や技術を取得した事業者でないと対応できないものがある。そういった業務を除き、可能な限り競争性のある契約が可能な方法を採用し、随意契約の見直しを図る。	整理合理化計画に基づき、自己収入の増大を目指す。
-----------------	--	---	---------------------------------

法人名	独立行政法人国立文化財機構	府省名	文部科学省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横３．（１））	事業の審査、評価の見直し（横３．（２））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）	引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った事務・研究職員の給与水準の維持を図る。	該当なし。	次の業務を民間競争入札を実施し、業務を実施している。 <u>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</u> ①「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務 ②「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務 <u>【契約期間】</u> ①については、平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間 ②については、平成22年4月から平成24年3月までの2年間 <u>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</u> 「東京国立博物館」、「東京文化財研究所」（東京都） <u>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】</u> 上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、施設管理・運営業務と展示場監視等業務の包括化、民間競争入札の更なる実施について検討

			する。 【整理合理化計画：〈民間競争入札の適用〉東京国立博物館等の施設管理・運營業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。】
備考〔補足説明〕	国家公務員に対するラスパイレス指数が低いため、引き続き、国家公務員に対するラスパイレス指数の水準を維持する。		整理合理化計画に基づき実施している民間競争入札業務の包括化を含め検討する。

法人名	独立行政法人国立文化財機構	府省名	文部科学省
見直し項目	業務運営体制の整備		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	<u>展覧会企画機能強化のために、研究・学芸系職員連絡協議会を設置した。</u> 【整理合理化計画：〈業務運営体制の整備〉各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成 20 年度内に結論を得る。】		
備考〔補足説明〕	整理合理化計画に基づき、当該措置を実施する。		

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横 1.(2))」中の「(横 1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。